

平成26年 2 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成26年 3 月 6 日～ 7 日

場 所 第 4 委員会室

平成26年 3 月 6 日 (木曜日)

午前10時 2 分開会

会議に付託された議案等

- 議案第60号 平成25年度宮崎県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第63号 平成25年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第64号 平成25年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第66号 平成25年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第67号 平成25年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第73号 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例
- 議案第75号 宮崎県農業構造改革支援基金条例
- 議案第77号 宮崎県水源地域保全条例
- 報告事項
 - ・ 損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・ 社団法人宮崎県林業公社の経営状況について
 - ・ 建設工事における指名競争入札の試行結果の検証と今後の取扱いについて
 - ・ 2 月 1 3 日～1 9 日の積雪による林業関係被害等について
 - ・ みやざきフードリサーチコンソーシアムの設立について
 - ・ 建設工事における指名競争入札の試行結果の検証と今後の取扱いについて

- ・ 平成25年度うなぎ稚魚の採捕状況等について
- ・ レベル 1 津波に対する要対策箇所の選定について
- ・ 豚流行性下痢 (PED) の発生状況等について
- ・ 口蹄疫埋却地の再生整備状況について
- ・ 2 月 1 3 日～1 9 日の積雪による農業関係被害等について

出席委員 (8 人)

委 員 長	山 下 博 三
副 委 員 長	有 岡 浩 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	岩 下 斌 彦
委 員	高 橋 透
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
環 境 森 林 部 次 長 (総 括)	金 丸 政 保
環 境 森 林 部 次 長 (技 術 担 当)	楠 原 謙 一
部 参 事 兼 環 境 森 林 課 長	川 野 美 奈 子
みやざきの森林 づくり推進室長	那 須 幸 義
環 境 管 理 課 長	上 山 伸 二
循 環 社 会 推 進 課 長	神 菊 憲 一
自 然 環 境 課 長	佐 藤 浩 一
森 林 経 営 課 長	水 垂 信 一

山村・木材振興課長
みやざきスギ
活用推進室長
工事検査監

河野 憲 二
石田 良 行
西山 悟

畜産試験場長 岩崎 充 祐

事務局職員出席者

議事課主査 佐藤 亮 子
議事課主任主事 川崎 一 臣

農政水産部

農政水産部長
農政水産部次長
(総括)
農政水産部次長
(農政担当)
農政水産部次長
(水産担当)
畜産新生推進局長
農政企画課長
ブランド・
流通対策室長
地域農業推進課長
連携推進室長
営農支援課長
農業改良対策監
食の消費・
安全推進室長
農産園芸課長
農村計画課長
畑かん営農推進室長
農村整備課長
水産政策課長
漁業・資源管理室長
漁村振興課長
漁港整備対策監
畜産振興課長
家畜防疫対策課長
工事検査監
総合農業試験場長
県立農業大学校長
水産試験場長

緒方 文 彦
興 梶 正 明
郡 司 行 敏
那 須 司
中 田 哲 朗
鈴 木 大 造
甲 斐 典 男
向 畑 公 俊
大久津 浩
工 藤 明 也
後 藤 俊 一
和 田 括 伸
日 高 正 裕
宮 下 敦 典
原 守 利
河 野 善 充
成 原 淳 一
日向寺 二 郎
神 田 美 喜 夫
木 下 啓 二
押 川 晶
西 元 俊 文
岩 永 修 一
井 上 裕 一
山 内 年
山 田 卓 郎

○山下委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会をいたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○山下委員長 委員会を再開をいたします。

きょうは目の前にきれいなお花が飾ってありますが、ストックという花だそうです。きょう、日南から高橋委員が準備をさせていただいたそうでありますが、きょうはそういう爽やかな雰囲気の中で爽やかな答弁をお願いしたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長のほうから概要説明を求めます。

○堀野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしくお願いたします。

お手元に配付しております、常任委員会資料の表紙をごらんください。

本日の説明事項は、提出議案が5件、その他

報告事項が、別途お配りしている分を含めて3件でございます。

まず、Ⅰの予算議案といたしまして、議案第60号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」など3件ですが、これにつきましては後ほど御説明いたします。

次に、Ⅱの特別議案ですが、議案第73号「宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例」につきましては、国の復興関連予算で造成されました当該基金の残額を国へ返還するため、所要の改正を行うものであります。

議案第77号「宮崎県水源地域保全条例」につきましては、これまで基本的な考え方や条例の骨子（案）等を御説明してまいりましたが、水源地域内の土地取引に係る事前届出制度の創設等により、水源地域の機能維持を図るための条例を制定するものであります。

次に、Ⅲのその他の報告事項でございますが、1の社団法人宮崎県林業公社の経営状況についてなど2項目のほか、別途お配りしております、2月13日から19日の積雪による林業関係被害等につきまして御報告いたします。

それでは、1ページをごらんください。

平成25年度環境森林部歳出予算の表でございます。

この表は、議案第60号を初めとする3つの予算議案に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。このうち、議案第60号に関する一般会計の補正につきましては、事業費の確定や国の補正予算に伴う森林整備加速化・林業再生基金の積立金の増額など、必要な措置をするものであります。

表の中ほどの補正額Bの列の網かけをしております小計の欄にありますように、13億7,712

万8,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の一般会計予算額は、その右側の補正後の額Cの列に書いてありますとおり、317億5,144万3,000円となります。

また、議案第63号及び議案第64号に関する特別会計の補正につきましては、一般会計への繰り出し等に伴うものでありまして、下から2段目、補正額Bの列の網かけをしております小計の欄にございますように、1,678万6,000円の増額をお願いしております。

この結果、環境森林部の一般会計と特別会計を合わせました補正後の予算額は、表の一番下、補正後の額、Cの列の網かけをしております合計の欄にございますように、322億9,409万1,000円となります。

次に、右側の2ページをごらんください。

議案第60号に関する平成25年度繰越明許費について追加及び変更の補正をお願いするものでございます。これは、市町村など事業主体におきまして事業が繰り越しとなるものや、工法の検討に日時を要したものなどの理由によりまして、翌年度への繰り越しをお願いするものであります。

2の表の追加分につきましては、今回新たに環境森林課ほか3課の所管事業で、表の合計の欄に網かけの部分ですが、106カ所、21億9,196万2,000円の繰越明許費の追加をお願いするものであります。

また、3の表の変更分につきましては、既に御承認いただいております繰越明許費の額を変更するもので、自然環境課ほか2課の所管事業を合わせまして、表の合計の欄に網かけしてありますとおり、163カ所、繰越額で87億7,186万7,000円に変更をお願いするものであります。

次に、一番下の4の表、平成25年度債務負担

行為補正についてであります。これは、自然環境課で所管しております山地治山事業につきまして、平成26年度までの期間で、限度額6億4,000万円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、担当課長、室長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○川野環境森林課長 環境森林課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成25年度2月補正歳出予算説明資料の環境森林課のところ、171ページをお開きください。

環境森林課の補正額であります。一番上の行の左から2列目の補正額の欄にありますように、8,579万9,000円の減額補正をお願いしております。その内訳は、その下にありますように、一般会計が1億258万5,000円の減額、その4つ下になりますが、特別会計が1,678万6,000円の増額となっております。

この結果、補正後の予算額は、一番上の行の右から3列目にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして43億924万8,000円となります。

それでは、以下、主な内容について御説明いたします。

173ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計についてであります。まず、下から4段目の(事項)職員費の2,120万円の減額であります。これは、環境関係職員の人件費につきまして、給与減額措置等に伴う執行残が生じたため減額を行うものでございます。

174ページをお開きください。

下から2段目の(事項)職員費の7,012万9,000円の減額であります。これは、林務関係職員の

人件費につきまして、先ほどと同様、給与減額措置等に伴う執行残が生じたため減額を行うものであります。

次に、176ページをお開きください。

下から2段目の(事項)森林環境税基金積立金の461万8,000円の増額であります。これは、森林環境税の税収見込みが増額になったことにより、税収の基金への積立額を増額するものであります。

次に、177ページをごらんください。

一番上の段の(事項)わが町のいきいき森林づくり推進事業費691万9,000円の減額であります。これは、森林の公有林化を行う市町村に対する補助額が、当初の見込みを下回ったことにより減額を行うものであります。

次に、ページ中ほどにあります(事項)県営林機能強化促進事業費の234万9,000円の減額であります。これは、県営林経営計画策定のための基礎データ調査の委託料につきまして、新規雇用者の就労日数が、けがなどにより当初の見込みを下回り、人件費分に執行残が生じたため減額を行うものであります。

次に、179ページをお開きください。

山林基本財産特別会計についてであります。上から5段目の(事項)元金の200万円の減額と、その3段下の(事項)利子の8万4,000円の減額であります。これは、不測の事態に備えて、毎年度短期借入れの償還金を予算計上しているところではありますが、その実績がなかったことによる減額であります。

次に、180ページをお開きください。

拡大造林事業特別会計についてであります。まず、上から5段目の(事項)県行造林造成事業費の2,095万4,000円の増額であります。主なものとしましては、説明欄の3の補助費等の307

万7,000円の増額であります。これは、立木売り払い額が当初の計画を上回る見込みであるため、土地所有者への分収交付金を増額するものであります。

なお、5の繰出金につきましては、立木売り払い収入が計画を上回る見込みであることなどにより、一般会計に2,000万円を繰り出すものであります。

次に、下から2段目の(事項)元金の200万円の減額と、次の181ページの2段目の(事項)利子の8万4,000円の減額であります。これにつきましても、短期借入れの実績がなかったことによる減額であります。

以上が補正予算の説明でございます。

次に、特別議案について御説明いたします。

説明内容としましては、平成26年2月定例県議会提出議案の議案第77号、55ページになりますが、お手元の常任委員会資料で御説明させていただきます。

資料の7ページをごらんください。

まず、1の条例制定の理由についてであります。県土の76%を占め、水源涵養機能などを有する森林は、水の供給源である水源地域として保全していくことが重要でありますことから、その機能の維持を図るため、水源地域内の土地取引に係る事前届出制度の創設などを内容とする条例を制定するものであります。

次に、2のこれまでの経緯についてあります。昨年の3月に、水資源保全対策特別委員会から条例制定についての御提言をいただき、それ以降、市町村や関係団体、森林審議会などとの意見交換を行いながら、制定に向けての検討作業を進めてきたところであります。

7月には条例の概要案を、10月には骨子(案)などをまとめ、それぞれ常任委員会において御

報告させていただいたところであります。11月にはパブリックコメントなどを実施して、骨子(案)に必要な修正を加え、今議会に議案として提出させていただいております。

次に、3のパブリックコメントの結果について御報告いたします。

実施期間は、昨年の11月6日から12月6日までの1カ月間で、新聞や県庁ホームページを通じて周知を行い、この結果、(3)にありますように、5名の方から延べ11件の御意見をいただいたところであります。

いただいた御意見の内容につきましては、ページをめくっていただいて、9ページ、10ページの別紙1の表にまとめておりますので、こちらをごらんください。

この表は、条例の該当する項目ごとに御意見の内容と、その意見に対する県の考え方について記載しております。さまざまな御意見をいただきましたが、条例制定に反対する御意見はありませんでした。

以下、主なものについて御説明いたします。

まず、上から2つ目、1-2ですが、「土地取引に係る事前届出制度の創設により、森林売買など今まで見過ごされていた部分にかなりの効果が期待できると思う」といった、条例制定について評価する御意見をいただきました。

次に、その2つ下、2-1ですが、「事前届出を義務づける水源地域の指定の範囲を限定的にしてほしい」との御意見をいただきました。この点につきましては、事前届出という県民への新たな負担義務を考慮し、水源地域の指定範囲を水源涵養機能の高い地域に限定して指定を行っていくこととしております。

次に、右のページをごらんください。

上から3つ目、3-2ですが、事前届出制度

について、「県民への周知、特に県外所有者への周知を徹底してほしい」との御意見をいただきました。

事前届出制度が適切に運用されるためには、県民への周知が重要と考えておりますので、県外所有者への周知も含め、より効果的な周知方法を検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、その下の4-1ですが、「土地収用法第3条各号に掲げる事業を行う者についても事前届出制度の適用除外とするよう、規則に定めてほしい」との御意見をいただきました。

これは、電気事業者からいただいた御意見であります。具体的には、電気事業者が送電線や電柱などを設置する場合の土地の利用や売買については、公益性が高く、その目的が明らかであるなどから、事前届出制度の適用除外として定めてほしいという趣旨であります。

事前届出制度の適用除外の範囲につきましては、規則で定めることにしておりますので、いただいた御意見などを踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

パブリックコメントの結果については以上であります。

次に、8ページに戻っていただきまして、4の条例の概要等について御説明いたします。

まず、(1)の骨子(案)からの主な変更点であります。表にありますように、骨子(案)では事前届出の期限につきまして、土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までとしておりました。その後、森林審議会などにおいて、県外や遠隔地の土地所有者への対応について御意見をいただいたことや、届出事務がふくそうした場合など、市町村への意見照会や現地調査、助言に時間を要するケースも想定されるため、

これらを踏まえて再度検討を行った結果、事前届出の期限を約2週間早め、契約締結の6週間前までと変更させていただいたところであります。

次に、(2)の条例の概要についてであります。別紙の2、ページめくっていただきまして資料の11ページ、12ページになりますが、こちらに記載しております。この内容につきましては、先ほど、主な変更点として御説明しました部分以外は、10月の常任委員会で御説明いたしました骨子(案)の概要とほぼ同様でございますので、ここでの詳細な説明は省略させていただきます。

なお、12ページの終わりの部分になりますが、15の施行期日と16の経過措置の附則に係る規定は、今回新たに追加した部分であります。

まず、施行期日ではありますが、2段階施行としておりまして、アの事前届出制度に関する規定以外の規定につきましては、公布の日とし、イの事前届出制度に関する規定につきましては、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

また、次の経過措置ではありますが、この規定は、事前届出制度の施行時に、いつの時点の契約から届出が必要となるのかを明確にしたものであります。

例を用いて説明しますと、事前届出の施行日が、仮に8月1日である場合、8月10日に土地売買の契約を予定してる人は、契約締結日の6週間前に届出を行うことは不可能であります。このため、事前届出制度が適用となる契約は、6週間前での届出が実際可能となる、8月1日から起算して6週間を経過した日以後、この場合でしたら9月12日以降になりますが、締結予定のものである旨を明記したものであります。

次に、ページお戻りいただきまして、再度、8ページをごらんください。

5の今後のスケジュールについてであります。

今議会で議決をいただきました場合には、3月下旬ごろに条例の公布を行い、同日に事前届出制度以外の部分について施行となります。その後、水源地域の指定手続を進めることとしておりますが、具体的には、まず、関係市町村長へ意見照会を行った後、指定案を取りまとめて告示・縦覧を行い、指定案についての意見書の提出があった場合は、意見聴取などを行うなどの手続を踏んだ後、指定の告示を行うこととなります。

その後、指定地域や事前届出制度についての周知期間を経まして、最長でも9月下旬ごろまでには事前届出制度をスタートさせる予定としております。

環境森林課の説明は以上であります。

○上山環境管理課長 続きまして、環境管理課の補正予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の環境管理課の183ページをお開きください。

環境管理課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で6,241万2,000円の減額でございます。右から3列目にありますように、補正後の額は4億3,261万1,000円となります。

それでは、主なものにつきまして御説明させていただきます。

185ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)大気保全費の476万9,000円の減額であります。主なものとしましては、説明の欄、1の大気汚染常時監視事業の242万9,000円の減額であります。これは、主に大気汚染測定機器購入等の入札の残でございます。

次に、その下の(事項)水質保全費で719万4,000円の減額であります。主なものは、説明の欄、1の水質環境基準等監視事業の666万9,000円の減額ですが、これは、主に河川等の水質測定に伴う委託契約の入札残でございます。

1枚おめくりいただきまして、186ページをごらんください。

上から2つ目の(事項)口蹄疫環境調査費で715万3,000円の減額であります。口蹄疫埋却地周辺の地下水等につきましては、現在も年2回のモニタリング調査等を実施しておりまして、水質の異常等が発生した場合は、詳細な水質調査を行うこととしております。今回、新たな水質異常が発生しなかったために、不要となりました旅費や需用費を減額するものでございます。

次に、187ページの一番上の(事項)公害保健対策費で4,199万4,000円の減額であります。主なものは、説明の欄、1の公害健康被害補償対策費ですが、高千穂町土呂久地区に係る公害健康被害者の方々への補償給付におきまして、医療費等の療養の給付や遺族補償一時金等の給付が、当初の見込み額を下回ったことによるものでございます。

環境管理課の説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○神菊循環社会推進課長 続きまして、循環社会推進課の補正予算につきまして御説明いたします。

同じく、歳出予算説明資料の189ページをごらんください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で2,286万1,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目にありますように、

補正後の額は17億7,939万2,000円となります。

それでは、主なものにつきまして御説明いたします。

おめくりいただきまして、191ページをごらんください。

まず、中ほどの(事項)産業廃棄物処理対策推進費で2,869万7,000円の増額であります。内訳につきましては、その下の説明の欄をごらんください。

2の産業廃棄物処理監視指導事業の711万4,000円の減額につきましては、毎年、廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類等の検査を実施しておりますが、この委託費の入札残によるものと、廃棄物監視員の人件費及び活動経費等の減によるものでございます。

7の産業廃棄物税基金積立金の5,009万円の増額でございますが、これは、産業廃棄物税の税収増等による基金への積立金の増額によるものでございます。

11のみやぎきの循環資源利用促進事業448万9,000円の減額につきましては、この事業は、地域にある廃棄物等の循環資源の有効活用システム構築の取り組みに対して、補助金を交付するものでございますが、今年度予定していた3件に対し、2件の採択になったことなどによるものでございます。

次に、一番下の(事項)廃棄物減量化・リサイクル推進費で580万6,000円の減額であります。

次の192ページをお開きください。

その主なものとしましては、説明の欄2の循環型社会推進総合対策事業519万円の減額であります。これは、産業廃棄物のリサイクル施設の整備を行う事業者に対して補助金を交付する、産業廃棄物リサイクル施設整備補助金の執行残等でございます。

循環社会推進課の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤自然環境課長 それでは、自然環境課の補正予算について御説明いたします。

同じく、自然環境課、資料の193ページをお願いいたします。

自然環境課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で6億4,699万5,000円の減額であります。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、32億2,438万9,000円となります。

それでは、その中の主な事項について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、195ページをお願いいたします。

中ほどの(事項)自然保護対策費で213万円の減額でございます。主な事業といたしまして、説明欄の4、生物多様性保全総合対策事業であります。この事業は、鹿の食害等により絶滅の危機に瀕している森林生態系などの保護・保全活動や回復活動を行う市町村や団体を支援するものでありますが、市町村等の要望が、予定を下回ったことなどにより減額を行うものでございます。

次に、196ページをお願いいたします。

上から3段目の未来へつなぐ森保全対策事業費で200万9,000円の減額でございます。これは、説明欄の1、未来への遺産 ふるさとの巨樹古木等保全事業において、市町村が行う巨樹古木の治療やフェニックスの害虫駆除の事業量が予定を下回ったことなどにより、減額を行うものでございます。

次に、一番下の(事項)山地治山事業費で8,612万5,000円の減額でございますが、これは国庫補助決定に伴う補正でございます。

次に、下のページ、197ページをお願いいたします。

上段の(事項)緊急治山事業費、さらにその下の林地崩壊防止事業費につきましては、ともに災害関連の事業でございますけれども、今年度は補助事業に該当する工事箇所がなかったことから、全額を減額するものでございます。

次に、その下の保安林整備事業費で4,427万7,000円の減額であります。国庫補助決定に伴う補正でございます。

次に、一番下の保安林管理事業費で133万4,000円の減額でございます。この説明につきましては、次の198ページをおめぐりください。説明欄の1の保安林の指定・解除事務費でございますけれども、国庫補助決定に伴いまして減額するものでございます。

次に、その下の鳥獣保護費で158万円の減額でございます。これは、野生鳥獣の保護に関する経費でございますけれども、旅費や需用費などの事務費等において節約を図ったものでございます。

次に、その下の鳥獣管理費で2,248万4,000円の減額でございます。これは、主な事業でございますけれども、説明欄の1、有害鳥獣(シカ・サル)被害防止緊急対策事業費は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業で、被害の多い22市町村にシカ・サル対策指導員を配置するものであります。

当初、県内22市町村に40名を配置する予定でありましたけれども、雇用者数が予定に達したことなどから減額するものでございます。

また、説明欄の2、地域でシカ捕獲対策強化事業につきましては、今年度から国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金を活用した緊急捕獲活動と連携いたしまして、有害捕獲に

対する鹿1頭当たりの助成額を、この事業では8,000円ということでしたけれども、1万円に増額した上で行ったものですが、その中で、この地域でシカ捕獲対策強化事業につきまして節約を図ったものでございます。

次に、199ページをお願いいたします。

自然公園事業費で1,361万4,000円の減額でございます。主な事業といたしましては、説明欄の4、自然公園等利用施設整備事業であります。この事業は、国定公園等において、県と市町村が実施する自然公園施設の整備に対する国の交付金事業でございますけれども、国の交付決定に伴い減額するものでございます。

次に、200ページをお開きください。

治山施設災害復旧費で3億円の減額でございます。これは、台風等により被災した治山ダム等の復旧工事に要する経費であります。今年度は補助事業に該当する工事箇所がなかったことから、全額を減額するものでございます。

自然環境課は以上でございます。

○水垂森林経営課長 森林経営課でございます。当課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の201ページをお開きください。

森林経営課の補正額は、左から2列目、補正額の欄にありますように、21億9,532万円の減額であります。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、76億3,600万9,000円となります。

それでは、以下、主なものについて御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、203ページをらんください。

上から5行目の(事項)森林計画樹立費で2,543万5,000円の減額であります。これは、国庫補

助金の交付決定や森林地理情報システムの基本ソフト改修工事の見積もり残及び空中写真撮影の入札残等に伴うものでございます。

次に、その下の(事項)森林整備地域活動支援交付金事業費で1億449万2,000円の減額であります。これは、国からの配分額を積み立てた基金を取り崩しながら、集約化施業のための現地調査などの地域活動に充てる事業でございますが、事業費の確定に伴い減額するものであります。

次に、一番下の(事項)林業普及指導費で658万2,000円の減額であります。これは、次のページの説明欄の7、森林・山村多面的機能発揮対策事業の事業費確定に伴う減額などによるものであります。

なお、森林・山村多面的機能発揮対策事業の活動交付金は、県を通らずに国から直接支給されますが、今年度は17市町村で35組織が里山保全などの地域活動を行っており、計6,700万円余の交付金が支給される見込みとなっております。

次に、中ほどの(事項)森林整備事業費で5億9,205万4,000円の増額であります。これは、国の経済対策の実施等に伴う補正であります。説明欄の2、森林環境保全直接支援事業と3の環境林整備事業により、県内一円において植栽、下刈り、間伐などの森林整備に対し助成するものであります。

次に、一番下の(事項)森林整備促進事業費で1,228万6,000円の減額であります。これは、国庫補助事業の対象とならない下刈りを当事業で支援することとしておりましたが、国の補助要件の見直しにより、国庫補助事業で対応できることになったことから減額するものであります。

次に、205ページの一番上、(事項)森林機能

保全対策総合整備事業費で5億4,167万5,000円の減額であります。これは、森林整備加速化・林業再生基金を活用して間伐を支援する事業であります。国の平成24年度1次補正により、補助率等が有利な公共事業予算が確保できたことから、大部分を公共事業により実施したため減額するものであります。

次に、一番下の(事項)道整備交付金事業費で2億1,125万8,000円の増額であります。これは、国の経済対策の実施等に伴う補正であります。森林整備に必要な林道網を整備するものであり、計13路線において開設や舗装、改良等を予定しております。

次に、206ページの一番上、(事項)森林環境保全林道整備事業費で2,850万円の増額であります。これも国の経済対策によるものであります。平成24年度の追加補正予算で点検、診断を実施しました林道橋のうち、補修が必要な計17の橋の補修工事を予定しております。

次に、その下の(事項)県単林道事業費で2,167万6,000円の減額であります。これは、事業費の確定に伴うものであります。このうち説明欄5の森林路網ストック活用緊急整備事業は、市町村等が行う森林路網の改良等を支援する事業であります。24年度の追加補正予算で補助率の有利な公共事業予算が確保できましたことから、公共事業に切りかえて実施したため減額するものであります。

次に、その下の(事項)林業技術センター管理運営費で318万2,000円の減額であります。これは、センターの管理運営費の執行残などによるものであります。

次に、207ページの(事項)林道災害復旧費で2億1,048万8,000円の減額であります。これは、平成25年度の災害発生が少なかったことによる

ものであります。

森林経営課からは以上であります。

○河野山村・木材振興課長 山村・木材振興課でございます。当課の補正予算について説明させていただきます。

歳出予算説明資料の209ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で43億6,157万9,000円の増額であります。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして149億1,244万2,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、211ページをお開きください。ページの中ほどになりますが、(事項)林業・木材産業構造改革事業費46億9,314万2,000円の増額であります。主なものは、説明の欄の3の林業経営構造対策事業費補助金2,000万円の減額と、4の木材産業構造改革事業費補助金8億円の減額であります。これは、国に要望してございました高性能林業機械の導入や木材処理加工施設整備が事業に採択されなかったことに伴い減額をするものであります。

また、6の森林整備加速化・林業再生基金積立金37億1,959万7,000円の増額ありますが、(1)の森林整備加速化・林業再生基金積立金37億1,200万円につきましては、森林整備加速化・林業再生事業が国の経済対策に盛り込まれたことから、国から交付される補助金を同基金に積み立てるものであります。

事業内容等につきましては、後ほど、委員会の資料のほうで説明をさせていただきます。

次に、7の森林整備加速化・林業再生事業1

億8,260万4,000円の減額であります。これは、予定してございました木材加工機械や木質ボイラーの整備などが事業体の都合で取りやめになったことや、各事業において事業費が確定したことにより減額となったものであります。

次に、212ページをお開きください。8の森林整備加速化・林業再生基金返還金19億8,113万6,000円の増額につきましては、国から復興予算の返還要請に伴い計上しているものでございますが、詳細につきましては、後ほど委員会資料のほうで説明をさせていただきます。

次に、その下の(事項)木材産業振興対策費2億306万1,000円の減額であります。主なものは、説明の欄の1の木材産業振興対策資金であります。この中に原木の需給や価格動向を見ながら、原木の出荷調整を行うために必要な運転資金がございまして、本年度は大きく下落した昨年と比べて、木材価格が高目に推移し、資金の需要が減少したことに伴い減額をするものでございます。

次に、下のページ、213ページをごらんください。

一番上の(事項)木材需要拡大推進対策費7,034万6,000円の減額であります。

説明の欄の1の木のある生活づくり推進事業におきまして7,000万円の減額となっておりますが、これは、国に要望してございました公共建築物の木造化・木質化について、予算の配分がなかったことに伴い減額をするものであります。

次に、(事項)木材利用技術センター運営事業費2,120万3,000円の減額であります。説明の欄の1の維持管理費及び2の試験研究費につきまして、光熱水費等の縮減や試験補助員の賃金及び試験体材料費に執行残が生じたことによるものであります。

次に、下から2段目の(事項)林業担い手総合対策基金事業費2,443万6,000円の減額であります。主なものは、説明の欄の2の森林の仕事担い手確保促進事業につきましては、当初予定されておりました補助対象者数が減少したことなどによるもの、また、4の中核となる認定林業事業体育成事業につきましては、素材生産量と生産性を高めるために高性能林業機械の導入を予定しておりましたが、補助率がより有利な国の加速化事業を活用して導入したことなどから、本事業が活用されなかったことなどによるものであります。

1枚めくっていただきまして、214ページをお開きください。

説明の欄の1のしいたけ等特用林産物生産体制強化事業におきまして、経営の安定化を図るためのしいたけ乾燥機や運搬車等の整備への支援を計画しておりましたが、昨年の価格下落の影響から設備投資の意欲が減退しまして要望が減ったことによるものでございます。

歳出予算説明資料は以上でございます。

先ほど説明を割愛しました事業につきまして、委員会資料のほうで説明をさせていただきます。

委員会資料の3ページをお開きください。

森林整備加速化・林業再生基金(積立金)でございます。消費増税に伴う木材需要の反動減を回避して、林業木材産業の成長産業化を実現していくために、経済対策として、国の25年度補正予算に森林整備加速化・林業再生基金事業が盛り込まれたことから、今回追加して交付されます国の補助金を宮崎県森林整備加速化・林業再生基金に積み立てるものであります。2の(1)にありますとおり、補正予算額は37億1,200万円をお願いしております。

国の補正予算の動きを受けまして、市町村や

林業木材産業関係者等の要望を取りまとめて国のほうに提出しておりましたが、先般、37億1,200万円の内報をいただいたところでありまして。この額を基金に積み立てて、平成26年度に、(5)にあります事業を執行することとしております。

事業内容であります。①の地域協議会運営推進費は、市町村や林業木材産業の関係者で構成する協議会が、県と協議しながら行う全体計画の策定や事業計画の作成指導に対して支援を行うものであります。

②から⑧までの各事業は、ここで作成された事業計画に基づいて実施されることとなります。

②の間伐推進加速化事業は、森林境界の明確化や獣害が発生している森林等において鹿ネットやくくりわななどの被害防止施設の整備に支援するものでございます。

③の森林路網整備加速化事業は、間伐や原木の安定的・効率的な供給に必要な路網の整備に対して支援するものでございます。

また、④の素材生産・木材加工施設等整備事業は、素材生産の効率化や木材の安定供給を図るため、高性能林業機械や製材機械、木材乾燥施設などの整備へ支援のほか、労働安全衛生規則の改正によりまして、林業機械の運転者席等に防護柵等の危険防止設備の設置が義務づけられたことから、今回新たに、これらの設備の整備に対して支援するものでございます。

次に、⑤の木質バイオマス加工・利用施設整備等事業では、未利用材等木質バイオマスの利用拡大を図るため、発電施設や燃料用の木材チップ加工施設、木質ペレット製造施設の整備に対して支援するものでございます。

次に、⑥の木造公共施設整備等事業では、県産材の需要拡大を図るため、木造公共施設の整備や新規用途開発に対して支援するものでござ

います。

次に、⑦の森林・林業人材育成加速化事業では、素材生産作業に必要な講習の参加等に対する支援に加え、今回新たに、高性能林業機械を操作する方に対する特別教育に必要な経費を支援するものでございます。

また、⑧の原木しいたけ再生回復緊急対策事業では、大変厳しい状況にあるシイタケ対策といたしまして、種駒や原木の共同購入への支援や新たな需要創出などの取り組みに対して支援するものでございます。

これらの取り組みにより、本県の林業木材産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、5ページをお開きください。

森林整備加速化・林業再生基金の返還についてでございます。

国の平成23年度第3次補正予算、いわゆる復興関連予算に係る森林整備加速化・林業再生基金の国の返還要請の対応につきましては、これまで委員会等で御報告してきたところですが、今議会に、国へ返還するための予算を計上させていただきますので、返還見込額等について説明をいたします。

1の返還見込額は、19億8,113万6,000円となっております。これは、国から返還要請のありました平成26年度計画分の14億8,782万3,000円と、平成25年度執行残の4億9,331万3,000円をあわせて返還するものであります。

2の返還時期につきましては、今議会の補正予算議決後に速やかに国に返還することとしております。

3の国への返還の理由ですが、(1)にありますとおり、農林水産大臣及び林野庁長官からは、被災地に対する事業に用途を限定した上で、そ

れ以外の執行済み及び執行済みと認められるものを除いた残額について返還を求められたもので、平成26年度に予定していました予算が対象になります。

また、(2)の執行残の発生につきましては、執行残額のうち間伐が多く占めておりますが、間伐については、国の平成24年度第1次補正予算において、加速化事業よりも補助率等が有利な公共事業予算が確保できたことから、公共事業を優先して実施したことにより執行残が生じたものであり、今回あわせて国へ返還したいと考えております。

参考といたしまして、復興関連予算に係る加速化事業の執行状況の表を載せております。

説明は以上でございます。

○石田みやざきスギ活用推進室長 特別議案のうち議案第73号森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

平成26年2月定例県議会提出議案(平成25年度補正分)の冊子で申し上げますと、47ページになりますけれども、お手元の委員会資料6ページにより御説明申し上げたいと存じます。

先ほど、山村・木材振興課長より御説明申し上げました、森林整備加速化・林業再生基金の返還に対応するに当たりまして、森林整備加速化・林業再生基金条例の一部につきまして必要な改正を行うものでございます。

具体的には、本条例におきまして、基金の処分、いわゆる取り崩しができる場合を、事業実施に要する経費の財源に充てる場合に限ると規定してございますけれども、今般、国の要請に沿いまして、国に返還する場合におきましても、基金の取り崩しができますよう規定を整備するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山下委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。

議案等についての質疑を今から承ります。

○高橋委員 説明資料の187ページ、環境管理課、土呂久の被害補償で1億1,000万で4,000万近く返すということで、医療費の見込みを下回ってたんでしょうけど、結局10割見てあげるんですよ。それで、予算を立てるときにあらかじめこういう方々がいて、これだけの医療費が要るよということで試算されてるわけだから、3,700万も返すってちょっと、もう少しその理由をお聞かせください。

○上山環境管理課長 土呂久で認定を受けられた方々に対して、こういった療養費等含めて支給しておりますけれども、現実的には、例えば医療費に限っていいますと、認定を受けた、例えばがんあたりになりますと、入院されると数十万かかります。そういった患者の方が長期入院された場合のことも想定しないといけませんし、あと、一番大きいのは、そういった療養費を受けられた方が亡くなったときに、一応遺族の方々に一時金というのをお支払いするんですが、これが級に応じて若干違うんですが、土呂久の慢性ヒ素中毒の発生に伴う病気で亡くなった場合には、高い方で例えば700万等をお支払いすることになっております。

ですから、そういった万が一のこと等も考えながら、土呂久の認定患者の方はかなり高齢化されておりますので、その点も含めた形で、ちょっと大き目と言うと語弊があるかもしれませんが、万全を期して予算措置はしております。

○高橋委員 わかりました。最大支払うことが

発生したときのために多目に予算を計上したということですね、わかりました。

次、行きます。自然環境課です。198ページです。鳥獣管理費で、1番の有害鳥獣被害防止緊急対策事業で22市町村40名、そういう対策に携わる方を募ったけど、集まらなくて、1,300万が要らなくなったということなんですけど、この辺もう少し働きかけをする弱さがあったのかどうか。有害鳥獣に関しては結構まだその対策がいろいろ言われてますから、その辺のもう少し説明いただけませんか。

○佐藤自然環境課長 今おっしゃられるとおり、定員最大限に活用して、今喫緊の課題でございます鳥獣被害対策に対応するのが本来の姿なんですけれども、この事業に当たりましては、事前から市町村等にPRもしておりますし、調査も行ってるわけなんですけれども、実施の段階でやっぱりどうしてもこの雇用の条件が、結局現時点で仕事を持ってないといえますか、雇用者としての認定要件がございますので、無職の方を雇用するというのがございます。

それと、ここで人数も減っておりますけれども、なかなか地域で選定がうまくいかずに、年度途中から雇用になった方もいらっしゃいますので、そういうのを含めてこういうふうな補正の減額、金額になっておるものがございます。

○高橋委員 今の説明でいくと、働いてない人を探すんでしょうね。いわゆる退職された方で年金の方ですよ、いらっしゃるような気がしますが。

○佐藤自然環境課長 職がない方と、それと、わなの狩猟免許を持ってないといけないものですから、それがなかなか2つを具備するような人が見つからなかったというのもございます。

○高橋委員 そのわなの免許を持ってらっしゃ

る人はいますが、いろいろと事情があるんでしょう。いろいろとまた、その辺のまた指導を、指導といえますか、しっかり雇用しないとそういう対策ができないわけですから、お願いしたいということをお願いしておきます。

それと、その下ので、1頭8,000円、1万円、節約というのがもうちょっと意味がわからなかったんですけど、節約されたという話をされましたよね。

○佐藤自然環境課長 これは、従来のここに上げております、地域で鹿の事業で、当初の計画では1頭当たり8,000円を支給すると。これはもちろん市町村が4,000円、県が4,000円ということになっておりました。

それで、先ほども申しましたとおり、当初予算の編成後に別枠の交付金が出てまいりまして、その中で上限枠は、鹿と猿とイノシシについて8,000円交付できるということになりまして、まともに今のうちのほうの事業でしますと、8,000円プラス8,000円で1万6,000円になるんですけども、猟友会等ともいろいろ協議した結果、余り高過ぎるのもということで、交付金のほうの8,000円が一段ありまして、その上に、今従来8,000円払う予定でしたのを2,000円にしたということで、その差額が節約できたという説明でございました。

○高橋委員 わかりました。1万6,000円払うことが可能だったのを1万円にしてもらったということですね。それで、いわゆる狩猟してもらった側の意欲といえますか、値段は高いほうがいいわけですから、先ほどの人数も含めて、それで有害鳥獣の対策がしっかりできればいいんでしょうけど、今の現状を見ると、なかなか頑張っているらしいんですけど、わなの狩猟免許も1万6,000円がもらえるよというのがあれば、こ

れとは関連しないんですか。先ほどの40名の方々を募りましたよね、あそこ関連しないんですね、今この1万6,000円の。

○佐藤自然環境課長 それは直接には関連してございません。ただ、今のうちのほうの補助事業の目標頭数が5,200頭だったんですけども、交付金と合わせたことによりまして、1万とちょっと、実績的になりそうですので、その点については倍ぐらいとれてると。それと、金額の面につきましては、1万6,000円を払うのがいいのかもしれませんが、これが一応交付金のほうは3年間の期限つきということにならなますので、その差が余りにも激しいとなかなか後が継続しにくいということもございまして、その点につきましては猟友会等とも意見交換をしながら、通常、猿とイノシシについては8,000円のところを、鹿について1万円ということで価格設定をしたところでございます。

○高橋委員 わかりました。限られた予算ですから、長くこの対策は続くわけですね。有効に使うためにそういうふうな工夫されたと思われました。わかりました。

ちょっと飛ばしました。循環社会推進課の産業廃棄物でしたね、森林環境税もありましたかね、済みません、176。森林環境税は均等割にして500円でしたよね。それと、法人住民税にもかかってましたかね。それで、税収が上がるから、これ環境税も増収になったんでしょうけど、これ内訳といえますか、いわゆる私が感じるのは、住民税は余りふえないような気がしてまして、法人税のほうかふえたのかなという、その確認だけ。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 今おっしゃいましたように、個人住民税500円上乘せと、企業から5%程度ということをお願いして

ますが、今回の増額につきましては、個人の現年分の徴収率が上がったということで、このような460万の増額をお願いしているものでございます。

○高橋委員 私の見方は逆です。今の説明でいくと、個人住民税のほうが上がったということですね。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 個人については、当初96.3%の徴収率で見ておりましたけども、97.4%というふうになって上がってございます。

○高橋委員 私の問いの意味と何かちょっと違いましたね。結局、私は、税のふえた中身というのは、いわゆる徴収率でここが成績上がったから、いわゆる調定があります。当初にこれだけ課税してこれだけ入りますよという調定に対する徴収率、この部分が25年は上がったということの意味ですね。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 そのとおりでございます。

○高橋委員 わかりました。職員の方々が頑張られたということですね、わかりました。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 そういうことで御理解いただきたいと思っております。

○高橋委員 頑張られました。

済みません、まだ引き続きいいですかね。

211ページの森林整備加速化の関係ですか、その3番と4番でしたっけ、この2,000万と8億を要らなくなったというやつですよ。高性能機械とか事業採択されなかったということで、説明聞きながら、ひょっとして事業採択をされておれば、それなりのこの支援が受けられたという方がいらっしやっただんじゃないかなと思っております。あと、先ほど、どっかの欄で補助率の関係でこっちの森林整備加速化のほうに切りかえ

て予算が浮いたというようなことで説明があったもんですから、この2,000万と8億のこの事業は、そういったところに切りかえができなかったのかなって説明を聞きながら思ったんですけど、そういうところの考え方はできなかったんでしょうか。

○河野山村・木材振興課長 高性能林業機械、ここの予算では配分がなかったわけですが、加速化事業のほうで対応しております。

○高橋委員 わかりました。それはよかったです。ありがとうございます。

最後にします。委員会資料の3ページの、先ほど、事業内容の④番、ちょっと確認しますが、労働安全衛生の関係で、いろんな機械の運転席に防護柵を設置することが義務づけられたということらしいんですけど、いわゆる大小ありますよね、小さな機械やらひっくるめて全ての機械に義務設置でしょうか。

○河野山村・木材振興課長 いわゆる、高性能林業機械と呼ばれる、プロセッサとかフォワードとかそういったものは全て、現行稼働しているものは未整備のがございますので、それについては全て設置が義務づけられたということでございます。

○高橋委員 ちょっとイメージできないんですけど、それなりの大きな大型ですね。私、ちょっと小っちゃなやつまでイメージしたもんですから。

○河野山村・木材振興課長 普通の林内作業車と呼ばれるような小型のやつは対象から外れておりまして、いわゆる高性能林業機械で大型の多工程処理機械とか、そういったものが義務づけられたということでございます。

○高橋委員 わかりました。ありがとうございます。

ました。

○**蓬原委員** 今のに関連してですが、ここんとこ林業関係者の事故というのが結構新聞にも出てましたですね。例えば、ここ数年間、去年でもいいんですけど、大体何件ぐらい、どんな事故があって、そういうことがベースになって、こういう危険防止の話になってると思うんですけど、ちょっとその状況を教えてもらえませんか。

○**河野山村・木材振興課長** 一去年はゼロでございましたが、去年は6件の死亡事故が発生しております。ことし年明けまして、1月と2月に1件ずつ死亡事故が発生しております。

○**蓬原委員** 6件のうち死亡が2件ということですか。

○**河野山村・木材振興課長** 去年は死亡事故が6件でございます。

○**蓬原委員** 大体どういう作業内容、原因、周辺環境等ということだったんでしょうか。

○**河野山村・木材振興課長** 事故の分析をしてみますと、例えば基本的に、傾斜面での上下作業、これは危険ということで禁止しておるんですけども、これをうっかり上下作業をしてしまって、下のほうの方が被害に遭われた。それとか、伐倒するとき、危険区域というのがあるんですが、樹木の1.5倍の範囲は立ち入っちゃならないとか、それを怠って伐採して、その中におられる方が亡くなられたと。それとか、運ぶときのトラックに固定する仕方があるんですけども、それが不十分だったとか、そういった基本的なものが守られてなかったということございまして、巡回指導等でアセスメントの研修とかやっておるんですけども、基本的なところも再度繰り返しながら徹底させることが大事だと思っております。

○**蓬原委員** 1つだけ聞いておきます。それは、その事故に遭われた方は熟練された方ですか、それとも、緊急的にこの若い人たちが採用されて、余り作業になれてなかったからそういう事故を起こしたとか、そのあたりの経験年齢等はどうかということなんでしょうね。

○**河野山村・木材振興課長** つい2月に亡くなられた方はお若い方で、臨時で仕事につかれた方でございます。経験が浅い方ばかりとは限りませんで、中堅とかベテラン、そういった方もお亡くなりになっております。

○**高橋委員** 委員長、済みません、今の関連でちょっと聞き漏らしました。運転席の防護柵ですから、結局、人が投げ出されて亡くなっちゃう、そういうケースが多いんじゃないかなと思うんですよ。だから、人が投げ出されないために密閉する、そういう防護柵ということで理解していいんですよね。

○**河野山村・木材振興課長** 土木用のバックホーといいますか、重機をイメージしていただければよろしいんですけども、上のほうにヘッドがあっけいまして、鉄の、例えば落石があったときにでもそれをよけられるとか、それとサイド、横のほう、そういったものを守るような施設、それと、夕方薄暗いところの場合もありますんでヘッドランプ、こういったものをつけるという、この3つは義務づけられたということでございます。

○**高橋委員** わかりました。よろしく申し上げます。

○**緒嶋委員** 森林環境税の基金の使い方やけど、これは今年度で2億8,000万余もあったわけですね。これは基本的な使い方は、基金に積んだものを翌年というか、適正な執行は当然じゃけど、基本的にはどういう考えをしておられるんです

か。基金の運用方法。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 環境税基金は、今おっしゃいました2億8,000万ほど収益がございまして、基金に積み立てております。それで、前年からの積立金も1億5,000万ほどですけれどもございまして、それを積み立てて、その中から当年度必要な事業費に充当しているというような状況でございます。

○緒嶋委員 それと、大体この基金をいろいろ要綱があって、どういうものに使うとかいうのがあるわけですが、そういう希望する人の要望にどれだけ充足しとるかとかいうか、いろいろ森林環境税で植栽したいとか、いろいろ手入れをしたいとか、いろいろ公共的なのか、いろいろみんなの多面的なことを含めてやる場合の補助決定の仕組み、どういう形でやるのか。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 環境税は23年度からもう第2期に入っておりますけど、今回、三本柱として県民みんなで行う森林づくり、これが事業の約3割ほどの事業をかけております。

それから、その2つ目で、安全な県土づくりということで、これは水を蓄える森林づくりということで造林事業等、ハード部門には約7割の事業を実施してございます。それで毎年度、税検討委員会というのを設置しておりまして、その中で用途については御意見等をいただくということで実施をしているところでございます。

○緒嶋委員 これは当然皆さんからの、ある意味じゃボランティア的なのか、税金という形でいただくわけだが、そういうものでやっておるといって明確な森林環境税を適用した事業だとかいうような明示はうまくしておるわけ。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 先ほど申しました県民参加のボランティア活動等につ

きましては、税使途事業でありますということを出して実施をしていただきたい。

それから、あと、新聞広告等にも環境税使途事業というふうなことで広報しているところがございます。

○緒嶋委員 これは大変ありがたい制度であるし、環境森林部にとっても痛いところに手が差し伸べられるというか、そういう意味では有効活用というのと、基金は毎年大体今は2億8,000万ぐらい、もう大体恒常的に入るようになったので、やっぱり有効活用して基金を残せばいいというよりも、やっぱり森林づくりというのは年数がかかるわけで、できるだけ早く植栽やして早く大きくしたほうがいいわけですよ。

そういう意味では、この活用の仕方というのは、やっぱりある程度将来的にも安定した財源という前提のもとに有効活用を十分に、基金が1億何千万残っておりますというのは、ほかのものなら節約しないかんけど、こういう基金というのは、有効活用をできるだけ早目に何とか、生かすというか、そういう意味では本当に必要などころにはできるだけ配慮しながら、執行していただきたいということを要望しておきます。基金がほかの財政調整基金なら残ったほうがいいのかもかもしれませんが、これは余り残すことを目的とすべきじゃないわけだから、やっぱりできるだけ有効に即効性のある事業に十分配慮していただきたいということを要望しておきます。

環境管理課、例の口蹄疫絡みでこの口蹄疫が埋却したことで、牛をあれだけ、豚を合わせりゃ30万頭ちょっと、29万7,000頭ぐらいだったですか、処分したということで、いろいろと後影響が出るんじゃないかということで、地下水等の調査をやるべきだというふうなことで、こ

ういうことを始めていただいたわけですが、今のところこれは減額になっておりますが、問題はない、どこもそういう指摘するような問題点が地下水等にはあらわれていないというふうに現状では見ていいわけですか。

○上山環境管理課長 口蹄疫と鳥インフルエンザの埋却地、合わせまして、口蹄疫が268カ所、鳥インフルが16カ所、モニタリング調査を実施しておりまして、水質異常が認められるところがまだ4カ所ございます。異常と申しまして、梅雨の時期にちょっと濁りが高まったりとか、ちょっとにおいがしたりとかいう形で、4カ所ほどは毎月水質の調査を行っております。それ以外のところにつきましては、現在では安定しております。

○緒嶋委員 安定してる。それで周辺から余り苦情が出てないということですね。

○上山環境管理課長 そのとおりでございます。

○緒嶋委員 それと、きのうも質問、合併浄化槽、この問題はやはり公平というか、これは環境の問題もあって、やっぱり100%の検査を受けたほうが理想であるわけですけども、なかなかそういかない。

一つは、やはり検査料が高いという認識を持っている人もかなりおるとですね。それというのは、いつもは毎月管理しておる業者に頼んでおる。その人が管理しておるのだから、その人がやっぱり浄化槽の中を清掃しなさいとか言えばするわけじゃから、一々検査に年に1回来て3,800円かを取る必要はないっちゃんないかという人もおるわけです。そやから、今、その人が検査を年1回すれば、管理する人には頼まんでいいっちゃんないかと。その人が、清掃しなさいというときはそれをすればいいわけであって、管理料は業者の方に毎月出すわけですよ。そう

なりや、それは必要ないんじゃないかというよな、ちょっとそういう意見もあるとですが、これは管理料は適正な3,000、これは法的なものじゃから、ここで適正と見らにや仕方ないけど、そういうある意味じゃ、もやもやしたものを設置しとる人は持つとるわけですよ。だから、そこ辺の問題もあるので、年に1回受けるから、逆に言えば、業者にはもう委託した管理は必要ないんじゃないかという意見もあるわけで、そのあたりはどう考えりゃいいですかね。

○上山環境管理課長 今、緒嶋委員がおっしゃったように、やはり県民の方々につきましては、そここのところが非常にわかりにくいというふうな御意見が多いと思います。ですから、私どもといたしましては、やはり浄化槽というのは定められた点検、清掃、そしてそれが本当に機能してるかの水質調査等を含めた法定検査、こういったのを受けて初めて大丈夫なんですよということをわかりやすい形で県民の方にお知らせする必要があるんじゃないかなと考えております。

ですから、そういった意味も含めて、今部長が議会でも答弁いたしましたけれども、実際に清掃に行かれてる業者の方が、そういった法定検査の手続等の必要性も説明しながら手続の代行したりとか、最初から一括して清掃、検査、そして法定検査、あわせて一括して契約するような取り組みを今進めておりますので、今後もできる限り県民の方にわかりやすい形で啓発していきたいと思っておりますし、あと3,800円という料金につきましては、やはり水質検査等をやりますのでそれなりに費用はかかりますが、私どもの県の料金は、九州各県の平均では大体4,900円、5,000円ぐらいかかっておりますので、そういったところから比べれば頑張っているのかな

ということで、一応考えてはいるんですけども、その辺もうまく広報しながら、御理解を今後得ていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 それと、合併浄化槽と単独浄化槽、これは昔はやったんですけど、このあたりの、これは下水道とこういう浄化槽で100%そういう汚水処理というか、そういうのができるのが理想なんですけど、今この普及率というのはどの程度いってるかな、普及率。

○上山環境管理課長 今議員がおっしゃいましたように、一応下水道、そしてあと浄化槽、そしてあと集落排水等で生活排水の処理をしておりますけれども、現在、平成24年度で大体73%ということで、国の平均が大体83%ですから、10ポイントぐらいちょっと下回っております。ですから、この中には当然くみ取りの方、あと単独処理浄化槽はこれには含まれておりませんので、そういったところを今後もまた合併のほうに転換を進めていくということが私どものほうでは必要ですし、下水道サイドでは、下水道が来ていてもまだ接続されてないという方がかなりいらっしゃるというふうに伺っておりますので、そういった取り組みもやはり今後必要ではないかなというふうに考えております。

○緒嶋委員 それと、その合併処理浄化槽をやれば公共関与しなきゃいかんとですね、本当から言えば。町村営とか。佐土原町はかつてはそういう形で進められたんですが、やっぱそれは町村の姿勢にもよるわけです。そういうような方で個人で管理するんじゃなく、行政が関与して下水道なんかはそういうことでやっておるわけですね。だから、個人に管理をさせるから、やっぱこういう浄化槽の清掃やらがうまくいかない。町がかんで中に入って、町が全体を管理すると、そして町がそういういろいろな運営を進めると

いう形を進めるのが、こういうような環境をきれいにするというのは、これは一つの大きな社会的な責任でもあるわけです。やっぱり社会的な責任は行政が負うべきだ、私はそう思ってるんですね。

そうなると、やっぱり個人の管理というよりも、それは市町村がそこ辺まである程度目配りして、全体の浄化槽の普及率も上げると。当然県も国も助成して今普及を進めておるわけですから、そういうことが私はある意味では一つの大きな理想じゃないかなというふうにも思いますので、これは集落排水なんかもそういう形でやっておるわけですね、下水道なんかもそうですよ。これは市町村がそれだけやるわけですから、この合併浄化槽だけが個人の責任ですよというのもちよっといかなものかなという気が実際はするわけです。だから、そこ辺も含めて将来的な展望というのは、やっぱり一つのものを持ちながら、こういうのに対応していく必要があるんじゃないかなという気がしますので、そこ辺もちょっと研究してほしいというふうに思います。

それと、産業廃棄物税の基金積み立て、これは産業廃棄物というのは、大分昔から見たらよくはなりましたけども、いろいろ不正が起こったり、都城でもああいう、何というかな、やっちゃいかんことをやったというようなことも出てきておるわけですが、この基金はどのように有効活用されておるわけですか。

○神菊循環社会推進課長 産業廃棄物につきましては、皆さん御承知のとおり、平成17年度から県の初めての法定外目的税というのが発足したものでございまして、条例におきまして、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進、適正処理の推進という、3つの事業について充てる

ということにされております。そのための基金が造成されておまして、今回の基金の増額がなされたところであります。

その使途の内容でございますけども、本年度の使途事業費、現在の見込みでございますが、8課27事業で合計2億4,087万9,000円を予定しております。事業の主なものとしたしまして、リサイクル技術、処理技術の開発等に対する支援でありますとか、それから、私どもが実施しております監視指導体制の充実のための人件費等に充てると、そういったものの3つの目的に適合するものを財政部局とも協議しながら、その事業に充てているというところでございます。

○緒嶋委員 これはそういう産廃業者の要請というか、いろいろなそういう助成をお願いしたいというものには十分充当できておるわけですか。

○神菊循環社会推進課長 事業の中身等につきましては、産廃協会等の意見もお伺いしておりますが、産廃業者等に対する支援といたしましては、産業廃棄物税が重量課税でございますので、トラックスケールの設置支援でありますとか、新たなリサイクル技術・処理技術等の開発に対しまして、必要な技術を持った設備、機械設備等の支援、そういったものについてもこちらのほうで事業化しまして支援してるところということでございます。

○緒嶋委員 これもそういう必要があつて要請されるわけだと思しますので、それらに配慮して、できるだけやっぱりそういうものには十分、こういう税をもらっておるわけじゃから、十分対応していく必要があると思しますので、よろしくをお願いします。

それから、いいですか。これは、自然環境課、先ほど鳥獣害のあれ出たんですけど、やっぱり

これは実際は被害そのものはまだ減ってないわけですよ。やはり逆に言えば、県の算定では、11億が全体であるわけじゃから、やっぱりこれをいかに減らすかというのは、日本全体ではもう200億以上もなるわけで、このことについては適当な人がいなかったんで、雇用者がそれに該当しなかったからこういう不用額が出ましたなんていうのは余り格好のええ話じゃない、実際から言うと。

やっぱりそれができるように、市町村も真剣に取り組まにゃいかんわけですよ。県だけじゃない、あなた方だけの責任じゃないけど、やっぱりこれを含めてもうちょっと真剣に取り組まなければ、耕作放棄地、それやら、林地のそれこそ放置林なんかかぶる原因にもなるわけですよ。その人たちがもうやる意欲を失う。だから、これは絶対こういうような説明をせんでいような予算執行してほしいというふうに要望しておきます。

それと、自然公園ですね。祖母山は、この前、登山の愛好家の人から聞いたんですけど、日本で一番登山するとに林道が一番悪いそうです。というのは、やっぱり今は高千穂もオルレとかいろいろな観光開発の絡みで、観光の一つの祖母山というのは九州でも名山の一つで、日本の百名山の中に入るとるとが、林道やらが、その山を登るとこに行くまでが悪いというわけ。だから、これは林道も含めて、今、中ノ谷といふところまで行くわけですが、そのあたりのこの中でこういう自然公園の中のこの施設整備というのには、山から見た場合、自然公園がどこまでが施設整備になるのか。

○佐藤自然環境課長 この自然公園の関係の事業は、今おっしゃいましたアクセス道、管理は多分高千穂町と国の共同管理だと思いますけど

も、その辺は以前にもお話がございまして、高千穂町からも御相談がございましたけれども、あくまでも自然公園を利用する人たちの利便性を図るという意味で、例えば祖母山の関係でいきますと、案内板の設置とかいうことで使っておりますけれども、今お話のありました、いわゆるアクセス道の整備はちょっと該当しないんじゃないかと思っております。

○緒嶋委員 該当しなければ何かで対応せないかんわけですね。その対応を考えると、もうやはり来た人が、登る登山口まで行くのに行けないというわけです。もう山登りどころじゃないというような、言えば林道が荒れておると。だから、日本で一番、こういうすばらしい百名山の中では一番悪いですよって。日本の百名山を今征服しておると。だけど、こういう道の悪いところは初めてですというようなことを言われたわけです。

これは町にも責任があるけれども、何かそのあたりの知恵を考えて、これは林道で途中まで行くわけだから、その整備が、言えばなっていないというふうに愛好家の方は言われるわけです。一つの今はそういう団塊の世代の人が仕事をやめてそういう山に興味を持つとか、健康を考えながらやろうという人が多いわけですが、そういう人が、イメージが悪いようなことではこれはどうにもならないので、そのことについては環境森林政策の中でも考えられるんじゃないかな。あそこは国定公園になるわけじゃけ。そういうことを含めて、ちょっと頑張っていたきたいというふうに思います。

それと、森林経営課とか山村・木材課もですが、この国庫補助決定による減額というのが大きいわけですね。これはもうこれだけ県が対応し切らんから、もう国の予算は配分はいいで

すというように断る面があるっちゃないかと思うっちゃけど、それはないわけかな。予算執行はできない、だから、もう国庫支出金は必要ありませんということで、結果として減額になる。もう県が受けられないということで国庫支出金が減額になるということはある得んわけかな。このあたりはどうです。

○河野山村・木材振興課長 今お尋ねの件ですが、内容的には高性能林業機械を導入したりとか製材機械施設をつくったりとか、それとか、木造公共施設をつくったりとかというような内容でして、加速化の中にいずれもメニュー化されてるものでございます。

なぜ配分がなかったかという話を国にちょっと聞きますと、それについてはちゃんと加速化の中で必要額といたしますか、交付しておりますんで、そちらのほうで対応してくれというような御回答でございました。

○水垂森林経営課長 国庫補助の決定に伴う返還というのが幾つかありますけれども、内容的には、事業者なりが要望したものにつきましては、ほぼ100%に近い金額で配分してございます。執行に当たりまして、いろんな事情がありまして執行残が出たとかそういったものがございまして、その分は今回減額するというものでございます。

○佐藤自然環境課長 自然環境課の中にも国庫補助決定に伴うものというのが何か所かございますけれども、基本的には、大半はうちのほうが要請したにもかかわらず、金がつかなかったというのが大半でございます。国庫補助決定になりますけれども、ことしの25年度の山地治山事業、それと保安林事業につきましては、内容といたしましては、荒廃した山地や溪流の復旧、それから防災工事、それから地すべり、それか

ら保安林の間伐等を行う事業でございますけれども、25年度につきましては、24年の追加補正も含めまして約60億円程度で、前年度の2.2倍程度の事業量となっております。

これにつきましては、農林振興局等はもちろんですけれども、市町村等の協力や情報提供も得ながら、事業の掘り起こしに努めてきました。これに当たりましては、まだ24年度の追加補正が例年の通常分ぐらいあったものですから、まずそれに割り振った上で、そういう関係で当初予定した25年度事業がほとんど24年度事業に行ってしまったという経緯がございます。25年度箇所につきましては、再度市町村等の要望を聞きまして、市町村の要望については全て規格に合うものは吸い上げました。新たな工事を年度内に3カ所ぐらい追加したんですけれども、結果的に、25年度事業の目標に事業箇所が達成できなかったという事情がございます。

これはことしに限ってでございます、そこはちょっと私どもの努力不足もありますけれども、特殊事情かと思っております。最終的に、追加箇所も含めまして、追加で交付申請をしておりますので、国庫補助決定それ以上にはしておりませんので、結果的にはうちのほうの補助金申請上の減額はございません。

○緒嶋委員 一応24年度の補正があつて仕事量がふえたということの中です。ですから、全体的には仕事はされておるけど、こういうふうにやっぱり十何億とかそれ以上の国庫支出金がカットされるというのは、最初のそういう調整がどうかうまくいってなかったのかなと。逆に言えば、減額されるような国との調整ではあんまり思わしくないわけですね。やっぱり要望したものはある程度、その要望することは根拠があつて皆さん要望されるわけであるから、それについて

は国も当然理解してもらって、国庫支出金も支出してもらおうとが用途じゃないかなと思うものだから、減額がちょっと多過ぎる。

そういうのがちょっと気になるものだから、皆さんは、そういうお願いしたものは当初予算に見ておるわけじゃから。そしたら国庫支出金がこれだけ減りましたから減額しますというの、ちょっと逆に言えば、その読みがちょっと十分ではなかったのかなという気もしますので、やはりそういうことになると、予算としては減額があんまりないほうがいいわけですね。こういう予算はちょっといかなものか。

逆に言えば、こういう減額された分については、26年度の予算審議は今からじゃけど、それではある程度満たされるというふうに、1年おくれでこういう減額されたものの内容が認められなかったものの事業は、26年度ではある程度復活というか、新たな取り組みとして生まれてくるということでもいいわけですか。加速化事業はそういうことでもいいかな。

○山下委員長 誰が答えますか。

○水垂森林経営課長 森林経営課で実施しております路網の整備とか、あるいは間伐等の森林整備、これにつきましては26年度の当初の際にまた申し上げますけども、今回、国の経済対策に伴いまして補正もあるんですけども、きょう説明しましたその大型補正もございまして、来年度分につきましても必要な予算は確保したいというふうに考えておまして、森林整備それから路網整備、必要な箇所につきましては実施してまいりたいというふうに考えております。

○前屋敷委員 今に関連してですが、国に要望したけれども認められなかったということで減額になってるんですけども、丸々その事業そのものが認められないということになったのか、補

助あたりも何割かはついたらけれども、大方出なかったとか、そういうものはないんですか。もう事業そのものが認められないということのケースが多いんですか。

○河野山村・木材振興課長 100がゼロ、全くつかなかったということでございます。そういったケースがほとんどでございます。

○前屋敷委員 そうですか、わかりました。

○緒嶋委員 それから、補正の主な加速化事業だけど、このシイタケが今大変厳しいわけですよ。シイタケの生産者は本当、今燃料は上がっておるし、もう3,000円以上せんとなかなか採算が合わんわけですが、この新需要創出支援って書いてあるが、この説明資料の3ページの新需要創出支援、新需要というのはどういうふうなものをイメージしていいわけですか。

○河野山村・木材振興課長 新需要創出には柱が3本、国の事業がございまして、一つは、販路開拓等消費拡大対策、それともう一つは、学校給食への使用回復対策、それと、機能性の啓蒙普及がございまして、内容的には、新商品の開発、例えば水で戻したパウチ式の簡易にすぐ使えるような商品の開発とか、それから販売促進、直販活動とかそういったものへの支援、それから、学校給食でもやっぱりこれは干しシイタケの場合には戻し時間がちょっとかかります。簡易に使えるような学校給食向けの何か新商品を開発するとか、それとかサンプルを提供したりとかメニューを提供したりとか、そういったことで学校給食に入れて需要を広げていこう。

それから、もう一つの機能性のほうに関しては、一つは、シイタケを食べると健康にいいとか、そういった機能性がいろんな研究論文ではっきりしておりますんで、その分についてはもうちょっとPRしたほうがいい。

それと、原発の影響等で風評被害がありますんで、きっちりとそういった安全性を訴えるような、例えば、宮崎産干しシイタケは大丈夫ですというような、そういったPRにも使えるような内容、これが新需要創出の中身でございます。

○緒嶋委員 今言われたのは、大体需要創出で、新しい新需要でもないような気もするけど、それはそういう思いで新しい需要創出というのはいいことだから、特に学校給食なんかは一番子供さんたちの数が多いわけで、需要の一番拡大しやすい部門じゃないかなと。そして、学校なんかでそういうシイタケを食べる習慣まではいかんと思いますけど、それは一生その人の食生活にもつながる面もあるわけなので、これはやっぱり教育委員会とも、給食会とも含めて積極的に私はやるべきだと思うんです。なかなか価格の問題があったわけじゃけど、今はシイタケは安いわけじゃから、特に今取り組みやすいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ積極的にこれは頑張っていたきたいということを要望しておきます。

以上です。

○山下委員長 なければ報告事項に入りますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 時間が追われてますので、説明のほうはわかりやすく説明してください。

それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 それでは、社団法人宮崎県林業公社の経営状況について御説明いたします。

常任委員会資料は13ページをごらんください。

この資料には書いておりませんが、林業

公社につきましては、平成23年度に公社のあり方を検討し、県議会から御意見、御指導をいただいたところでもあります。

現在、平成24年3月に作成した改訂計画に基づいて経営を行っております。検討においては、同年3月の常任委員会で経営改善の実施状況等については、毎年、進捗状況等を県議会に報告することとの知事への申し出をいただきましたことから、経営改善項目の実施状況について御報告申し上げているところでもあります。

それでは、本年度の収支見込みについて御報告させていただきます。

まず、(1)第3期経営計画(改訂計画)における収支計画であります。

表は、平成24年度から29年度までの収支計画であり、25年度については、収入、支出とも26億8,700万円で、一番下にある年度末資金残高1億5,000万円を確保することとしております。

次に、(2)平成25年度の収支見込みであります。

今年度は、間伐等売り上げは計画を下回りましたが、主伐については、計画を上回る売り払いを行ったことや計画よりも高値で売り払いができたこと、また、繰り上げ償還の実施や金融機関の利率の減免により、計画以上に利息の軽減が図られたことなどから、差引収支は計画を上回る見込みとなっております。

詳細については、右の14、15ページをごらんください。

この表は、左から2列、3列目に、24年度の計画及び実績とその収支、右は25年度の計画と実績見込み、その収支を主な項目別に記載しております。

改訂計画初年度である平成24年度は、3列目の実績の最下段にありますように、2億1,491

万8,000円の資金残高を確保したところでもあります。

次に、平成25年度であります。まず、収入の一番上の主伐等売り上げですが、今年度は3億5,236万7,000円と計画を上回る収入を確保することができました。これは、今年度の公売で計画していた売り払い面積194ヘクタールを上回る239ヘクタールを売り払ったことや、計画よりも高値で売り払いができたことによるものです。

次に、上から2段目、間伐等売り上げは6,662万8,000円と計画を下回る見込みです。これは、今年度は原則、年度内完成が間伐の国庫補助事業の条件とされたことから、事業量を縮小せざるを得なかったことに加え、少しでも早く主伐による収入を希望する土地所有者が、間伐を送りたいとの意向を示したことなどから、間伐面積が計画を下回ったものです。

次に、森林所有者負担金ですが、これは、施業受託事業による下刈り事業に伴う所有者負担金です。今年度は1,446万1,000円と計画を下回る見込みです。これは、森林所有者の要望が計画を下回ったことなどによるものです。

次に、補助金は1億8,146万3,000円と計画を下回る見込みです。これは、先ほどと同様、間伐及び下刈りの事業量が減少したことなどに伴うものです。

次に、長期借入金19億6,832万9,000円と計画を上回る見込みです。これは、償還利息の軽減を目的とした金融機関への繰り上げ償還を計画以上に実施したことから、その分、繰り上げ償還の財源として活用する低利の借入金が増加したためです。

その他は1,970万2,000円で、主に、平成24年度決算で未収金として計上していた間伐材の売り上げが見込みを上回ったことによるものです。

次に、支出についてであります。

直接事業費については、2億8,643万7,000円と計画を下回る見込みであります。これは、先ほどと同様、間伐及び下刈りの事業量が減少したことなどによるものです。

次に、分収交付金は、1億4,413万2,000円と計画を上回る見込みで、これは、主伐等売上収入が計画を上回ったことによるものです。

次に、一般管理費は、人件費や管理費等で4,810万円と計画を下回る見込みです。これは、分収林契約変更等の業務について補助事業を導入することにより、人件費の一部を補助対象経費として直接事業費に計上したことによるものです。

次に、元利償還金です。まず、償還元金は、19億4,945万5,000円と計画を上回る見込みです。これは、先ほど長期借入金の項目で御説明しましたとおり、償還利息の軽減のために取り組んでいる金融機関への繰り上げ償還を計画以上に実施したことによるものです。

また、償還利息は、1億6,491万9,000円と計画を下回る見込みです。これは、昨年度から実施している繰り上げ償還や金融機関の利率の減免が計画以上に実施され、利息の軽減が図られたことによるものです。

これらにより、下から3段目の今年度の差引収支は、990万7,000円と計画を上回る見込みとなり、24年度末の資金残高が2億1,491万8,000円でありましたので、これに今年度の差引収支を加えると、25年度末資金残高は2億2,482万5,000円になると見込んでおります。

このように平成24年度に引き続き、今年度も目標以上の資金残高を確保できる見込みであり、林業公社の経営改善は計画を上回って進んでいるものと考えております。

引き続き、県と林業公社が一体となって経営

改善に努めるとともに、一層の収支改善が図られるよう、県は指導・監督を行ってまいります。

説明は以上であります。

○佐藤自然環境課長 続きまして、委員会資料16ページをお願いいたします。

建設工事における指名競争入札の試行結果の検証と今後の取扱いについてであります。

委員会資料とは別に、試行結果の詳細内容等を示しました資料1を配付しておりますので、これとあわせて説明したいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、まず、委員会資料の第1、試行結果の検証についてでございます。

1の試行の概要の(2)実施件数であります。1月末までに160件の指名通知を行い、133件契約いたしました。この件数は、3,000万円未満の対象工種の約3割に当たるものでございます。

次に、2の試行結果及び検証の(1)検証の総括についてであります。

大きく2点を掲げておりますが、まず、①といたしまして、完成工事の品質など評価に至らない項目があることや、選定される企業の多様化、試行件数の確保といった課題はありますが、災害対応力の強化や効率性・合理性の観点から一定の成果が認められ、透明性や競争性においても特に問題は認められなかったことから、今年度の試行はおおむね目的にかなっているものとの認識を示しております。

このため、②にありますように、通年試行することにより、試行件数を確保するとともに、運用上の改善等を行いまして、より精緻な検証を行う必要があるとしたところでございます。

次に、具体的な検証内容としましては、(2)の試行結果の主な分析・検証にありますように、

試行の目的を踏まえ、2つの視点から検証しております。

まず、視点1 地域の建設業者の育成を通じた災害対応力の強化といたしまして、工事現場に近い企業や災害対応力に関する評価が高い企業の受注割合が高い一方で、完成工事件数が少なく、工事の品質の検証に至らない工種があることや、同じ地域で企業を選定する場合、指名が偏る傾向も見られたことを上げております。

次に、視点の2 透明かつ効率的・合理的な競争環境の構築といたしまして、平均応札者数が最も多く、平均落札率も同水準でありまして、不当な働きかけや談合情報に関する報告はなく、入札不調の発生割合が低い。このような一方で、辞退者が平均3.0者発生していることなどを掲げております。

具体的な数値は18ページにございますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

次に、(3)改善を要する事項に、試行を通じて把握しました課題を3つ上げております。

まず、1つ目が、地域の建設業者の育成強化のための企業を選定、2つ目が、入札を辞退した企業への対応、3つ目が、客観的データの充実であります。

続きまして、17ページをごらんください。

第2 平成26年度の取扱方針についてであります。

基本的な方針といたしましては、試行の通年実施により、試行件数を確保しますとともに、平成25年度の試行の枠組みを基本としながら、試行方法に改善を加えた上で、より精緻な検証を行うものであります。

このことから、試行の基本的な枠組みに当たる1の期間等につきましては、(1)の期間につきましては、4月から行うこととし、(2)から

(4)の工種等につきましては、今年度と同様としたいと思っております。

ただ、1の期間のところの括弧書きがございませうけれども、これにつきましては、このページの下の方にあります2の指名選定基準の見直しと3の運用に係る見直しを行う関係で、ソフトの改修、客観的データの登録更新、制度の周知期間等が必要となりますので、4、5月は現在の方式により試行を継続し、6月以降に見直し内容を反映させてまいりたいと考えております。

次に、2の指名選定基準の見直しにおきましては、(1)と(2)で選定される企業の多様化を図るための方策を示し、(3)に客観的なデータの充実の内容について示しています。

(1)の評価内容の見直しと指名選定調書の複数化には、①の現行の指名選定調書の見直しと②の新たな調書の作成があり、基本的にこの2つの方法で選定される企業の多様化に取り組んでまいりたいと考えております。

ここで資料1のほうの21ページをお開きいただきたいと思っております。

資料1の21ページの表の一番上に、指名選定基準の14の評価項目と評価の内容を書いております。先ほど、現行の指名選定基準の見直しにつきましては、⑤の県工事指名状況で、指名回数による評価をより明確にするなどを検討しているところでございます。

それから、新たな調書の作成につきましては、現在、公共3部が同じ調書を使い、同じ実績を評価しておりますけれども、場合によりまして、⑦の専門性の評価や⑩の施工実績で評価する実績等を部ごとに設定することなどにより、各部の特性を考慮した指名選定基準を作成していくことなどを検討しているところでございます。

また、委員会資料の17ページに戻っていただきまして、2の選定基準の見直しの(2)でございませうけれども、分割・組合せ方式の導入についてであります。

これまでの試行の中で、同じ地域で同じ時期に指名業者を選定する場合に、ほぼ同じ企業が選定されるというような状況が出てきておりました。このようなことから、企業数が多い発注機関において、同じ地域で同時期に複数の工事を発注する場合に、発注機関の判断によりまして、この制度の導入を適用することを考えております。

ここで、資料の20ページをお開きください。

ここに指名選定のイメージを示しておりますが、これはあくまでもイメージでございませうけれども、表のように、同じ地域でほぼ同じ時期に発注される工事1と2がある場合におきまして、左側の現状では、どちらの工事も同じ企業が選定されますけれども、右側の分割・組合せ方式を使いますと、例えば、6から15位までの企業を任意に割り振りますので、重複を半減できるのではないかとこのふうなことを考えております。

再び、委員会資料の17ページをお願いいたします。

選定基準の見直しの(3)でございませうけれども、客観的データの充実につきましては、とび・土工・コンクリート工事に係る建設機械の保有状況や技術者の資格に関する詳細な情報などを企業に登録してもらうことによって、客観的データの収集・補完を進め、より精緻な評価を行っていくことを考えております。

なお、評価する機会や資格につきましては、今後関係団体と協議し、6月以降の準備が整った段階で実施してまいりたいというふうなこと

を考えております。

次に、3の運用に係る見直しであります。

(1)の災害復旧工事等における入札参加資格制限の導入につきましては、災害復旧工事など特定の地域で同時期に複数の工事を発注する場合に限って、一つの工事の落札者となった者は、他の工事の落札者となれないものとして取り扱うもので、一般競争入札においても、工事の早期完成や品質確保を目的として実施しているものでございませう。

次に、(2)の入札を辞退した企業に対する指名の見合せに係る検討についてであります。今のシステムによりまして、市町村工事の受注状況や応札意欲についてはデータに反映できておりませうし、辞退の理由もさまざまでありますので、一律に減点することは難しいと考えておりますけれども、地域の建設業者の育成を図る観点から、より多くの企業に応札機会を与える必要もあると考えておるところでございませう。

現時点では、市町村も含め例年にない多くの発注が続いておりますので、しばらく状況を見ていく必要があると考えておりますけれども、改善状況も見ながら、一般競争入札への参加は制限せず、指名競争入札において辞退した企業の指名を一定期間見合わせることにについて、検討してまいりたいと考えておるところでございませう。

次に、4の検証項目及び試行の進め方についてであります。

①にありますように、今年度の検証項目に指名が偏る傾向に関する項目を加え、②にありますように、今年度と同様、試行結果を検証し、次年度以降の方針について決定・公表してまいりたいと考えております。

最後に、委員会資料の19ページをお開きくだ

さい。

ここでは、これまで試行に係る経緯を整理したものでございますけれども、一番下の関係団体との意見交換状況にありますとおり、合計43回の意見交換を行いながら検討してきたものでございます。

説明は以上でございます。

○河野山村・木材振興課長 追加資料としてお配りしております1枚紙をごらんいただきたいと思っております。

2月13日から19日にかけての積雪による林業関係被害等について御報告いたします。

(1)の被害状況であります。3月5日現在で、シイタケ生産施設の被害が51カ所、2,666万6,000円となっており、内容といたしましては、備考欄にありますように、人工ほだ場やビニールハウスが倒壊、破損したもので、発生地域は西白杵3町と美郷町、諸塚村、椎葉村となっております。

次に、(2)の支援対策であります。これについては国において今回の積雪による被害対策が講じられております。①の災害関連資金の無利子化等は、公庫資金の農林漁業セーフティネット資金、これは有利子資金でございますが、この貸付利子を当初5年間無利子化するというものが一つでございます。

②の被災農業者向け経営体育成支援事業は、人工ほだ場やハウス等の再建、それから修繕等に要する経費の支援が行われるものでございます。

これらの対策について関係部局とも連携しながら、被害復旧に向けて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤自然環境課長 済みません、私、先ほど

の説明の中で、指名選定のイメージを資料1の20ページと申し上げたようでして、ちょっとまごつかせてしまいました。資料のほうの20ページの図のことでございます。申しわけありませんでした。

○山下委員長 今、執行部の報告事項の説明が終わりましたが、もう昼になりましたが、続行してよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) よろしくお祈いします。

○横田委員 林業公社についてですけど、最終的に当年度末の資金残高が計画を上回ったということで、収支改善が図られたということで大変いいことだと思っておりますが、その収入のほうの森林所有者負担金、これは森林所有者の下刈りに対する要望が計画を下回ったということですけど、下刈りというのは、やっぱり森林を守るために非常に大事なことだと思うんですけど、森林所有者の意欲の減退ということの意味するわけじゃないですよ。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 これは、再造林対策で植栽したところの下刈りを行うものですが、その対象面積が徐々に年度を越すごとに少なくなってきたということでございます。

○横田委員 そういうことですね、わかりました。

主伐等の売り上げですけど、計画よりも高値で売り払ってきたということですが、これは消費税駆け込みによる需要増によるものですか。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 恐らく私どものほうとしては、そういう傾向もあるのではないかというふうに思っております。

○横田委員 それであれば当然また反動が来ることも考えられますので、いろいろ社会的要因で大きな影響があると思っておりますので、引き続き

公社に対しての指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○緒嶋委員 こうなつた場合に、長期借入金の残高はどうなつてゐる。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 現在、長期借入金が全額、県の貸付金も含めまして、残高が340億6,000万円ほどになっております。うち、県が233億6,000万円、それから市中銀行が53億6,000万円、日本政策金融公庫が52億6,000万円、それから市町村が8,000万円ほどでございます。

○緒嶋委員 今回の長期借り入れは、借入利子の減額に相当寄与したということになるわけですか。この借りかえ。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 日本政策金融公庫から償還資金を借り入れて、市中銀行に繰り上げ償還をしてるもので、利率の減免が大きく図られたと思つております。

○緒嶋委員 具体的にはどのくらい図られたんですか。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 これは繰り上げ償還と利息の減免を合わせた額でございますけれども、何も手を打たなかつた場合と比較しますと、2,900万円ほど減額となっております。

○緒嶋委員 今はかなり木材価格が値上がりしたというのが、こういう形に反映されたと思ひんですけども、今のようない形が値段がどうなるかわかりません。今度、消費税の絡みでまた下がってくるんじゃないかなと気がしますが、こういう形の中では、かなり将来的には厳しいことは厳しいわけですが、資金繰りなんかは何とかやつていけるということですので、将来的な見通しとしてはどういふふうにお考えおられ

ますか。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 一昨年は大きく木材価格が下落して、またことしは消費税等も考えられますことから、木材価格が順調に来てるといふ状況でございます。

林業公社は、立木の販売、立ち木で売つておりますので、直接市場価格とは関連するといふことはございませんけれども、市場の機運と申しますか、そういうものは影響するのかもしれない。それで、長期的に見ると木材価格といふのはなかなか予測が難しいことではございますけれども、最近では、バイオマス活用あるいは大手の製材業者の進出、それから外国の資源の枯渇状況等を見ますと、努力していくことによつて公社の経営は安定して続けていけるものといふふうにお思ひしております。

○緒嶋委員 頑張つてください。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 ありがとうございます。

○山下委員長 ございませんか。なければ、そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ないですね。

それでは、以上をもつて環境森林部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさんでした。

暫時休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後1時2分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

きょうは目の前にストックという花みたいですが、高橋委員のほうで、けさ準備をしていただきました。永遠の愛、何かしゃれた花言葉があるようですが、そういう気分の中で

きょうは質疑をしていきたいと思っておりますので、
よろしく願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等
について部長の概要説明を求めます。

○緒方農政水産部長 農政水産部でございます。
よろしく願いいたします。

まず、お礼を申し上げます。2月14日の宮崎
県農産園芸特産物総合表彰式、3月2日の県立
高等水産研修所修業式につきましては、大変お
忙しい中、山下委員長、有岡副委員長におかれ
ましては、それぞれ御出席を賜り、まことにあ
りがとうございました。

それでは、座って説明をさせていただきます。

委員会資料の1ページ、2枚ほどめくって
いただきまして、1ページをごらんください。

今回の補正は、議案第60号「平成25年度宮崎
県一般会計補正予算(第4号)」、議案第66号「平
成25年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算
(第2号)」、議案第67号「平成25年度宮崎県沿
岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)」
であります。

まず、議案第60号の一般会計の補正額につ
きましては、(1)の平成25年度歳出予算課別集計
表の2月補正額の列、一般会計の合計の欄にあ
りますように、32億6,074万8,000円の減額補正
をお願いしております。

これは、国の経済対策に伴う経費の増額や災
害復旧予算の減額等をお願いしているものでご
ざいます。

また、議案第66号、67号の特別会計補正
予算につきましては、下から2段目の合計の欄にあ
りますように、1億1,738万2,000円の減額補正
をお願いしております。

この結果、特別会計を合わせた農政水産部
全体の補正後の予算額は、一番下にありますとお

り、360億2,893万5,000円となります。

補正内容の詳細につきましては、後ほど関係
課長から説明させていただきます。

次、右側の2ページをごらんください。

繰越明許費についてであります、(2)の平
成25年度繰越明許費補正一覧表にありますよう
に、経営構造対策事業以下18事業で89億8,986
万9,000円の繰り越しをお願いしております。こ
れは、国の経済対策の実施に伴う補正の関係等
によりまして、工期が不足することによるもの
などあります。繰越事業の執行につきましては、
関係機関との連携を図りながら、早期の完
了に努めてまいりたいと考えております。

次に、1枚おめくりいただきまして、3ペ
ージをごらんください。

債務負担行為についてでございます。これは、
国営土地改良事業負担金の追加をお願いするも
のであります。

次に、ちょっと飛びますが、7ページをお開
きください。

議案第75号「宮崎県農業構造改革支援基金条
例」であります。これは、農地中間管理機構を
設立し、農地の集積・集約化等を進めるために
基金の設置をお願いするものであります。

次に、右側の8ページでございますが、議会
提出報告として、損害賠償額を定めたことにつ
いて、また、おめくりいただきまして、9ペ
ージでございますが、9ページ以降には、その他
報告事項として、みやざきフードリサーチコン
ソーシアムの設立についてほか5項目を上げて
おります。

このほか、別紙でお配りをいたしております
が、先月発生いたしました積雪による農業関係
被害の状況等につきまして御報告をさせていた
だきます。

詳細につきましては、関係課長等から説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

○鈴木農政企画課長 農政企画課でございます。本年度2月補正について御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料、この分厚い資料でございますけれども、その255ページのほうをお開きいただければと思います。

農政企画課でございますけれども、2月補正につきましては、一般会計ということで1億2,318万8,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、2月補正後の予算額になりますけれども、右から3番目の欄でございます。22億9,563万4,000円となっております。

主な内容について、次ページ以降で御説明させていただきます。

257ページのほうを1枚おめくりいただきましてお願いいたします。

真ん中の少し上でございますけれども、(事項)の職員費というのがございます。ここで6,696万円の減額補正となっております。これにつきましては、昨年6月定例議会で知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例ということで、職員給料の減額との措置が講じられたものに伴う減額の補正でございます。

これにつきましては、農政企画課以下関係課で、職員費の減額補正を同じようをお願いしておりますけれども、同様の理由でございますので、説明については省略させていただければというふうに思っております。

1枚おめくりいただきまして、258ページをお開きください。

2つ目の(事項)でございます、新みやざき

ブランド推進対策事業費というのがございます。ここで280万7,000円の減額補正となっております。

この主な理由でございますけれども、説明の2の『「みやざきブランド」マーケティング強化事業』というものがございました。これは、県外の全国的に活躍されているマーケティングアドバイザーの方を雇用して、みやざきのブランド対策を強化するという事業でございましたけれども、これにつきましては、国の戦略産業雇用創出プロジェクトという、いわゆるフードビジネスを進めるための雇用を国庫で行うという事業がございました。こちらのほうに振りかえることができましたので、県費の節約という形になりまして、減額補正をお願いしているところでございます。

そして、農政企画課から最後でございます。259ページをごらんください。

一番下の(事項)でございます。特定研究開発等促進費というところがございます。これにつきましては3,605万3,000円の減額補正をお願いしております。

これにつきましては、国の公募制の事業、公募の事業で要は戦略的資金というふうに言われておりますけど、公募してとれるかどうかというような試験研究を幾つかエントリーしてございました。これにつきましては、当初の予算を組んだ後、いろいろな紆余曲折がございまして、幾つかの事業につきましては採択できず、あるいは形を変えてというような形になったところでございます。

そういった意味で増減がございましたけれども、国から直接受託する研究事業の不採択等がありまして、国庫支出金については4,479万3,000円の減額となりましたが、一方で、ほかの都道

府県から要は連携して研究するというときには、ほかの都道府県のほうから本県のほうに受け入れる形というのがございます。そういったものを足し合わせて計算すると、3,605万3,000円の減額補正になったというところがございます。

農政企画課からの説明は以上でございます。

○向畑地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。歳出予算説明資料の261ページをごらんください。

地域農業推進課の2月補正は、2段目ですが、一般会計で1億218万8,000円の減額、4段目になりますけれども、特別会計で1億4,640万円の減額となっております。合わせて2億4,858万8,000円の減額補正をお願いいたします。

この結果、2月補正後の一般会計予算は、右から3番目の欄でございますけれども、37億2,643万6,000円、特別会計予算額は1億7,410万4,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

263ページをごらんください。

(事項)の青年農業者育成確保総合対策事業費でございます。2億8,920万3,000円の減額についてであります。主なものにつきましては、新規就農者育成・確保強化事業で実施しております青年就農給付金事業でありまして、この要件の中に、年間250万円を超えた場合、所得要件がございます。こういったことがあった場合には給付の停止になっておりまして、そういった案件や農地確保等の給付要件が満たせず申請を辞退した者がいたこと、また市町村等からの最終の要望が当初の見込みを下回ったことに伴い減額するものでございます。

264ページをごらんください。

(事項)農業経営構造対策事業費6,334万3,000

円の減額についてであります。主なものとしたしましては、経営構造対策事業でありまして、担い手が経営規模の拡大や新品目の導入等に取組む際に必要となる農業用機械、施設等の導入について支援を行うものでありまして、国の国庫補助決定に伴う減額を行うものでございます。

続きまして、265ページをごらんください。

(事項)の構造政策推進対策費3億7,128万円の増額についてであります。主なものとしたしましては、この欄の下のほうに、丸新で新規事業「農業構造改革支援基金積立金」でありまして、国の経済対策の実施に伴い増額するものでございます。これは、後ほど説明いたします宮崎県農業構造改革支援基金条例により、基金を積み立てするものであります。

また、優良農地継承・フル活用推進対策事業及びきめ細かな人・農地プラン作成強化対策事業につきましては、国の補助金農地集積協力金で、貸付先を特定しない10年間の白紙委任など補助要件を満たさないものがありまして、国庫補助決定が減額となったことに加え、4月からスタートいたします農地中間管理機構の動向を見きわめた上で、26年度以降に取り組みたいとする地元の意向が高まったことによるものでございます。

続きまして、266ページをごらんください。

就農支援資金特別会計の(事項)就農支援資金対策費1億4,640万円の減額についてであります。

この資金は、新規就農に必要な施設・農機の導入に要する資金を無利子で貸し付けるものですが、普及センターによる経営指導の徹底や自己資金での対応による初期投資の軽減、そして研修継続による就農時期の遅延など、思った以

上に当初計画よりも貸付金の低減が図られたこと
によって減額するものでございます。

続きまして、常任委員会資料の7ページをお
開きください。

議案第75号「宮崎県農業構造改革支援基金条
例」であります。平成26年度から各都道府県で
一斉にスタートします農地中間管理機構におい
て、担い手農家への農地集積の取り組みに活用
するものであり、制定理由にありますように、
農業の生産性の向上とともに、農業構造の改革
を推進いたしますために基金を設置するもので
あります。

2の基金の概要ですが、設置目的にあります
ように、宮崎県農業振興公社を農地中間管理機
構として指定・設立し、機構の体制整備及びそ
の活動費のほか、機構への農地を預ける個人及
び集落等への協力金や、農地を集積する上で重
要となる農地基本台帳の整備費に活用すること
としております。

(2)にございます基金に積み立てる額は、
予算で定める額とし、10億7,500万余を予定し
ております。

地域農業推進課は以上でございます。よろし
くお願いいたします。

○工藤営農支援課長 営農支援課でございます。
お手元の歳出予算説明資料の267ページをお開き
ください。

営農支援課の2月補正額は、一般会計で2
億6,532万円の減額をお願いしておりまして、補
正後の最終予算額は、上段右から3番目の欄に
ありますように、23億623万5,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたしま
す。

270ページをお開きください。

中ほどの(事項)農業金融対策費の1億4,157

万2,000円の減額についてであります。これは、
農業近代化資金などの農業制度資金につきまして、
平成25年度の新規融資及び過年度融資分の
繰り上げ償還等によります融資残高の減少によ
りまして、利子補給金・助成金額が確定したこ
と、また、農業経営改善促進資金無利子貸付金
の国内示に基づく融資枠の確定による貸付金の
減によるものであります。

次に、271ページをごらんください。

中ほどの(事項)鳥獣被害防止対策事業費
の5,666万9,000円の減額についてであります。
これは、鳥獣被害防止総合対策交付金の国庫補
助決定等によるものであります。

営農支援課は以上でございます。

○日高農産園芸課長 農産園芸課でございます。
お手元の歳出予算説明資料の273ページ、次のペ
ージでございますが、ごらんいただきたいと存
じます。

農産園芸課の2月の補正額につきましては、
一般会計で14億2,690万の増額補正をお願いし
てございます。

その結果、2月補正後の予算額につきましては
は、右から3列目でございますように、27億9,853
万1,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いた
します。

275ページ、1枚めくっていただいでごらんい
ただきたいと存じます。

まず、中ほどの(事項)強い産地づくり対策
事業費の説明の欄、強い産地づくり対策整備事
業でございます。3億3,506万1,000円の増額補
正をお願いしてございます。この事業は、国の
経済対策を受けまして、宮崎市高収益胡瓜生産
組合などの4つの団体におけます低コスト耐候
性ハウス等の整備を支援するものでございます。

その下の(事項)次世代施設園芸導入加速化支援事業費でございますが、これにつきましては新規事業「次世代施設園芸導入加速化支援事業」といたしまして、12億515万7,000円の増額補正をお願いしてございます。

これは、後ほど、常任委員会資料で説明をさせていただきますと存じます。

次に、1枚めくっていただきまして、276ページをごらんいただきたいと存じます。

上から2番目の(事項)施設園芸エネルギー対策事業費の説明の欄の2でございます。施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業1,407万円の減額でございます。これは、当初予定しておりました施設園芸用の木質バイオマス暖房機の導入支援におきまして、事業実施主体の計画変更であったり、入札の実施によります事業費の確定等に伴う減額でございます。

それから、その下の下から2番目の(事項)活動火山周辺地域防災営農対策事業費の説明の欄、活動火山周辺地域防災営農対策事業でございます。1,520万6,000円の減額でございます。これは、降灰被害防止・軽減のための施設や機械導入を支援するものでありまして、串間市などで6地区で実施してございましたけれども、入札の実施に伴いまして執行残が生じたこと等によるものでございます。

次に、下の277ページをごらんいただきたいと存じます。

一番上の(事項)みやざき米政策改革推進対策支援事業費でございます。経営所得安定対策推進事業293万6,000円の増額でございますが、これは、国の追加内示に伴い増額をお願いするものでございます。

それから、その2つ下の青果物価格安定対策事業費でございますが、これは6,042万8,000円

の減額でございます。

説明の欄の3事業でございますけれども、いずれも野菜の価格の低落時に、生産者に対しまして補給金を交付するための資金を造成するという事業でございますけれども、野菜価格が安定して推移したこと等によりまして減額となるというものでございます。

それでは、別冊で常任委員会資料の5ページをごらんいただきたいと存じます。

新規事業「次世代施設園芸導入加速化支援事業」でございます。まず、右側の6ページのポンチ絵をごらんいただきたいと存じますが、左の上のほうにあります目的にございますように、生産者の高齢化と担い手の育成は、施設園芸県であります本県におきまして大きな課題となっております。

生産量を維持いたしまして、本県がこれからも日本の食料供給県であり続けるためには、施設の大規模化なり集約化とあわせてICTを活用した高度な環境制御によります、生産性の向上とコストの削減ということを図ることが必要だというふうに考えてございます。

そこで、今回、国の次世代施設園芸導入加速化支援事業を活用いたしまして、右側の宮崎県の目指す姿にもございますが、先端技術を用いまして大規模な施設園芸団地を整備し、県内産地への波及を図るとともに、大規模経営の可能な次世代の担い手を育成するものでございます。

具体的には、その下の図にございますけれども、1つの団地の中にピーマンのハウス2.3ヘクタールとキュウリのハウス1.8ヘクタールの合わせて、9棟で合計4.1ヘクタールでございますが、このハウスを整備いたしまして、その中で高度な環境制御を行いつつ、あわせて右側のほうにございますように、育苗施設であったりとか、

集出荷施設を一体的に整備するというものがございます。

また、この団地におきましては、先ほど御説明申し上げました複合環境制御システムというものを核にいたしまして、生産コストの削減であったり、生産性向上のための技術実証を行うということとしてございまして、あわせて木質バイオマス暖房機の利用等、化石燃料からの転換に取り組むこととしておるところでございます。

右のページに戻っていただきまして、事業の概要でございますが、予算額は中ほどにございますように、12億515万7,000円でございます。事業期間は、国の補正予算の関係から25年度とになってございますけれども、全額を26年度へ繰り越すこととしてお願いをしております。

また、本事業の事業主体につきましては、掲げてございますように、民間企業や生産者団体等からなりますコンソーシアムでございまして、具体的に整備する主体は、JA宮崎中央でございます。

農産園芸課は以上でございます。

○宮下農村計画課長 農村計画課でございます。引き続き、お手元の歳出予算説明資料の279ページをごらんください。

農村計画課の2月補正は、1億1,866万3,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、右から3番目の欄になりますけれども、補正後の予算額は52億5,549万7,000円となります。

それでは、補正の内容について主なものを御説明いたします。

資料の282ページをお開きください。

中ほどの(事項)土地改良事業負担金でございますが、9,008万1,000円の減額となっております。

これは、国の国営土地改良事業予算の確定によりまして、県の負担額を減額するものであります。

歳出予算説明資料については以上でございます。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の3ページをお開きください。

(3)の債務負担行為(2月補正)の追加の表でございます。農村計画課の国営土地改良事業負担金でございます。これは、尾鈴地区並びに西諸地区の国営土地改良事業につきまして、平成24年度実施分の事業費が確定しましたことから、負担金の限度額の設定を行うものであります。

農村計画課については以上でございます。

○河野農村整備課長 農村整備課でございます。歳出予算説明資料の283ページをお開きください。

農村整備課の2月補正は、一般会計で26億1,029万7,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますように、103億3,234万4,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

285ページをお開きください。

中ほどの(事項)公共農村総合整備対策費であります。4,539万7,000円の増額をお願いしております。主な内容としましては、1の中山間地域総合整備事業におきまして、営農飲雑用水等の整備を行うもので、国庫補助決定に伴うものであります。

次に、286ページをお開きください。

中ほどの(事項)農地集団化事業促進費であります。3億941万4,000円の減額をお願いしております。主な内容としましては、3の県営土地改良事業換地清算金におきまして、本年度換地清算を行う予定であった地区で、権利関係の調整や相続処理などに不測の日時を要したことにより、本年度の清算ができなくなったことによるものであります。

次に、一番下の(事項)公共土地改良事業費であります。2億8,872万8,000円の増額をお願いしております。内訳としましては、経済対策分で4億3,104万2,000円の増額、通常分として、国庫補助決定に伴い、1億4,231万4,000円の減額であります。

287ページをごらんください。

主な内容としましては、1の県営畑地帯総合整備事業及び6の農業体質強化基盤整備促進事業におきまして、畑地かんがい施設や暗渠排水等の整備を行うものであります。

次に、中ほどの(事項)公共農道整備事業費であります。5億1,869万9,000円の増額をお願いしております。内訳としましては、経済対策分で5億3,962万円の増額、通常分として、国庫補助決定に伴い2,092万1,000円の減額であります。主な内容としましては、1の県営広域営農団地農道整備事業におきまして、農道整備の進捗を図るものであります。

次に、一番下の(事項)公共農地防災事業費であります。3億6,710万4,000円の減額をお願いしております。

288ページをお開きください。主な内容としましては、5の県営湛水防除事業におきまして、工法検討等に日時を要したことにより、施工時期を次年度に見直したことによるものであります。

289ページをごらんください。

(事項)耕地災害復旧費であります。27億1,799万1,000円の減額をお願いしております。これは、平成25年の災害発生が少なかったことによるものであります。

説明は以上であります。

○成原水産政策課長 水産政策課でございます。お手元の平成25年度2月補正歳出予算説明資料の291ページをお開きください。

水産政策課の2月補正額は、一般会計で2億2,197万7,000円の減額、沿岸漁業改善資金特別会計で2,901万8,000円の増額、合計で1億9,295万9,000円の減額補正をお願いいたしております。

その結果、2月補正後の予算額は、一番上の3列目になりますけれども、一般会計、特別会計を合わせまして22億1,680万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

293ページをお開きください。

下から2行目の(事項)水産金融対策費7,216万2,000円の減額についてでございます。これは、説明欄1にあります、漁業経営の改善等を進めるための低利融資制度であります。漁業近代化資金等におきまして、資金需要の低下や一部繰り上げ償還があったことなどにより利子補給額が減少したことや、次のページの説明の4にありますけれども、信用事業譲渡を行う漁協経営を支えるため、信漁連と連携して低利融資を行う漁業協同組合機能・基盤強化推進事業におきまして、融資額が確定したこと等により減額となったものでございます。

次に、294ページをごらんください。

中ほどの(事項)栽培漁業定着化促進事業費637

万5,000円の減額についてでございます。これは、宮崎県沿岸資源育成強化事業におきまして、漁業者による藻場造成等の取り組みを支援する国の交付金事業の制度変更に伴いまして、県費負担がなくなったこと等による減額でございます。

次に、一番下の(事項)地域漁業経営改革対策費1,056万1,000円の減額についてでございます。

295ページをごらんください。

上段の説明欄3の日本一のキャビア産地づくり支援事業におきまして、国の6次産業化ネットワーク活動推進交付金の交付決定等に伴う減額でございます。

次に、一番下の(事項)漁業取締監督費9,270万8,000円の減額についてでございます。これは、主に、説明欄2の宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金におきまして、センターの経営安定を図るため、短期運転資金としまして当初予算で2億円を用意しておりましたけれども、1億1,700万円の融資実績となりましたので減額するものでございます。

296ページをお開きください。

上段の(事項)水産試験場管理費938万3,000円の減額についてでございます。これは、水産試験場本場それから分場及び漁業調査船みやざき丸の維持管理経費等の執行残でございます。

297ページをごらんください。

特別会計の(事項)沿岸漁業改善資金対策費2,901万8,000円の増額補正についてでございます。これは、昨年度から本年度へ貸付金の繰越金が確定したことに伴います増額補正でございます。

水産政策課は以上でございます。

○神田漁村振興課長 漁村振興課でございます。同じく、その資料の299ページをお開きください。

漁村振興課の2月補正額につきましては、一般会計のみで5億1,011万9,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄にございますように、33億2,529万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

めくっていただきまして、301ページをお願いいたします。

上から3段目の(事項)栽培漁業定着化促進事業費の480万9,000円の減額についてでございますけれども、これは、運営経費の一部を補助しております水産振興協会におきまして、補助対象経費に不用額が生じたために減額するものでございます。

次に、302ページをお開きください。

上から2段目の(事項)種子島周辺漁業対策事業費の6,634万7,000円の減額についてでございます。これは、ロケット打ち上げに伴いまして、操業制限を受けます漁業への影響緩和のため、共同利用整備について宇宙航空研究開発機構が負担するものでございますが、事業実施主体でございます漁協等の施設整備計画の変更や入札残等によりまして、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

次に、2つ下の(事項)漁業振興特別対策事業費の345万6,000円の減額についてでございます。これは、細島港整備事業に伴います漁業権消滅並びに漁業制限区域の設定など、漁業者が受けました影響の緩和を目的として、漁協が共同利用施設を設置する際の経費の一部を助成するものでございますけれども、漁協の計画変更等によりまして減額するものでございます。

次に、1つ下の(事項)水産基盤(漁場)整

備事業費の2億6,675万円の減額についてでございます。これは、効率的な操業、資源の増大等の効果によります生産性の向上を図るため、漁場の整備を行う事業でございますが、国庫補助決定に伴いまして減額するものでございます。

次に、303ページをごらんください。

2つ目の(事項)水産基盤(漁港)整備事業費の4,315万円の増額についてでございます。これは、漁港の安全性を確保するとともに、漁業生産活動基地としての機能の向上を図るために漁港整備を行う事業でございますけれども、経済対策分の国庫補助決定等に伴いまして増額するものでございます。

次に、下の(事項)漁港災害復旧事業費の1億4,649万9,000円の減額についてでございます。これは、漁港施設におきまして、台風等の災害がなかったため減額するものでございます。

次に、304ページをごらんください。

(事項)水産施設災害復旧事業費の5,298万3,000円の減額についてでございます。これも、水産施設におきましても、台風等の災害が発生しなかったために減額するものでございます。

漁村振興課は以上でございます。

○押川畜産振興課長 畜産振興課でございます。同じ資料、お手元の説明資料の305ページをお開きください。

畜産振興課の2月補正額は、左から2番目の欄にあります4億9,581万8,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目、26億5,670万8,000円となります。

それでは、その主な内容について御説明いたします。

308ページをごらんください。

上から2番目の(事項)畜産団地整備育成事

業費の1,742万9,000円の減額についてであります。これは、説明の欄にあります、1の肉用牛振興施設整備事業のうち、家畜市場におきますセリシステム等の整備につきまして、国庫補助事業の事業費の確定等に伴い減額するものでございます。

次に、その2つ下の(事項)肉用牛生産対策費の1,010万円の減額についてであります。これは、放牧関連事業の予定地におきまして協議が整わなかったこと、及び事業費の圧縮により減額するものであります。

次に、309ページをごらんください。

一番下の(事項)飼料対策費の1億8,024万3,000円の減額についてであります。これにつきましては、次の310ページ、一番上の2のみやぎエコフィード増産体制整備事業で1億7,510万円の減額補正が主なものでございます。これは、当初、国庫補助事業を活用してエコフィード製造施設の整備を計画しておりましたが、地元において既存施設の譲渡・移設を受けることが可能となったことから、この分の国庫補助事業実施予定分を減額するものであります。

次に、その下の(事項)公共畜産環境総合整備事業費の2億366万4,000円の減額についてであります。これは、国の緊急経済対策に伴いまして、平成24年度補正予算により、平成25年度実施予定分を前倒ししたことにより減額するものでございます。

次に、その下の公共畜産基盤再編総合整備事業費の2,050万7,000円の増額についてであります。これは、牛舎整備等の事業費の精査によりまして事業費が増加し、それに伴う国庫補助決定によるものでございます。

畜産振興課は以上でございます。

○西元家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課で

ございます。お手元の同じ資料、313ページをお開きください。

家畜防疫対策課の2月補正額は、2億4,007万8,000円の減額補正をお願いしております。

その結果、補正額の予算額は、右から3列目ですが、9億4,135万4,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明をさせていただきます。

315ページをお開きください。

上から5行目、(事項)家畜防疫対策費の2,327万9,000円の減額についてであります。このうち、その下の4、家畜防疫体制強化事業の1,227万6,000円の減額であります。牛飼養農場の巡回指導におきまして、民間団体獣医師を活用して家畜防疫体制の強化を図ることといたしておりましたが、巡回指導の効率化を図った結果、民間団体獣医師の従事者数を縮減することができたことなどにより減額するものであります。

次に、316ページをお開きください。

一番上の(事項)口蹄疫復興対策事業費の2億1,082万9,000円の減額についてであります。このうち、その下の2の生産農場清浄化促進対策事業の3,579万2,000円の減額であります。本事業は、畜産農家の生産性を阻害する豚オーエスキー病や牛白血病等の清浄化を図るため、検査やワクチン接種の推進を行うものですが、オーエスキー病の清浄化が進んだことによりまして、ワクチン接種が一部不要になったこと、また、地域での牛白血病清浄化のための抗体検査件数が、当初の見込みより減少したことなどにより減額するものでございます。

また、4の口蹄疫埋却地再生活用対策事業の1億6,728万7,000円の減額につきましては、整備面積を当初50ヘクタールと見込んでおりましたが、工事開始前の試掘により整備が必要な面

積を確定した結果、44ヘクタールとなったこと、また、再生整備を個々の埋却地の状況に応じた効率的かつ低コストな工法で実施した結果、工事費を低減できたことなどによる減額であります。

なお、本事業につきましては、後ほど、その他の報告事項の中でも、本年度の整備状況等につきまして御報告をさせていただくこととしております。

家畜防疫対策課は以上でございます。

○山下委員長 以上で議案の説明が終了いたしました。

今から質疑に入ります。

○高橋委員 農政企画、259ページの特定制研究開発等促進費、エントリーをしたが採択できずだったんですけども、何をエントリーされたのかなど、ちなみにお聞きしたいと思います。何をエントリーされたのか、特定制研究開発促進費。

○井上総合農業試験場長 今回エントリーした課題についてという御質問ですが、その前に、特定制研究開発等促進費につきましては、国の農業・食品産業科学技術研究推進事業という国の公募型の競争的資金の委託金を受けてやることになっておりますが、これは各県それから国の試験場で共同して分担しながら試験を行うと、そういう研究になっております。

それで、御質問にありました、今回エントリーした課題ですけど、全部で9つエントリーしましたが、そのうちの2つが不採択になったということでありまして。全部言うとあれなんで落ちたところだけを言わせていただきますと、一つが、焼酎かすによる施設野菜の土壌病害虫対策ということと、それからもう一つが、ピーマンのこれも土壌病害の抵抗性の台木を育成するという、その2つが今回選定されずに落ちたとい

うことになっております。

ただ、これにつきましては、最初のものにつきましては、国のほかの研究機関がやるものに相乗りする形で実施しますし、それからピーマンの台木については、来年度もう一度再挑戦するというので現在手続を進めてるところであります。

○高橋委員 わかりました。2つだけ不採択で、了解しました。

次に、263ページのちょっと説明がなかったんですけど、農業会議の議員手当等1,000万、ちょっと大きい減額なんですけど、教えていただくといいんですけど。

○大久津連携推進室長 連携推進室でございます。1番、農業会議の手当等の減額1,063万8,000円につきましては、農業会議の派遣しております職員が途中で辞職したことに伴い、その分の不補充ということで、それについては従来のコーディネーターを兼務で継続したということで、その職員費の人件費を減額するものでございます。

○高橋委員 この説明の議員手当という書き方でいいんですね。

○大久津連携推進室長 これについては国の10分の10ということで、この予算費目がこういう形にのってございまして、農業会議員手当の中に農業会議の職員の人件費を見るということになってございまして、そこに計上させていただいております。

○高橋委員 わかりました。

次に、一番下の就農支援資金の関係で、いろんな要件をクリアしなかったとか市町村からの要望が下回ったとか、そういうことの原因なんだろうけど、いわゆる魅力がある事業だから、結構、私、競争するんじゃないかと当初思っ

たんですよ。意外と要望がなかったということで、ちょっと今から農業を活気させないかなというところで少しがっかりきたんですけど、もう一つ何か特別な理由があれば、もうちょっと詳しく説明してください。

○向畑地域農業推進課長 この事業が始まります前に、25年の3月の時点で、各市町村に、特に働きながら農業しながら、こういう給付金をいただく経営開始型というのがあるんですけども、ここは基本的に市町村のほうで意向調査をいたします。その意向調査の中に各農業委員とかいろいろなところと情報交換しながら集めてくるんですけども、なかなか最終的には及ばなかったというところで、経営開始型だけでも見込みが350人だったんですけども、実際は262名の方が給付されたというようなことになっております。

委員がお話のように、この事業は大変制度としても望ましい方向に持っていけるじゃないかなということで、私どももそうなんですけれども、市町村も一緒になって発掘はするんですけども、なかなか最近の景気が少しよくなってきている部分もあるのかもしれませんが、やはりPRが足りないということで、もう一つの準備型、新人の方を対象にした事業につきましても、昨年よりも募集回数を何回かふやしました。3回ほどふやしたんですけども、やはりこちらのほうも当初見込みの80名が、実績としては57名になったというところで、まだまだ私どもの努力が足りないのかなと思ってるところでございます。

○高橋委員 ちょっと事業、説明はあったんですけど、これは期間限定ですかね。いわゆる、また来年まで継続してやるんなら、また繰り越しができるんでしょうか。

○向畑地域農業推進課長 2通りございまして、研修を受けながらやられる準備型というのが2年間、農業を始めながらということで経営開始型が5年間継続していただけますので、この事業はやはり農業への定着を見据えた事業だというふうに思っているとこです。

○高橋委員 ちょっと質問の仕方がまずかったですかね。いわゆる、この事業はまだしばらく続くんですね。

○向畑地域農業推進課長 まだ続くということで、一つ、来年度予算になるんですけども、今まで農地の要件、特に親元就農については、26年から大分緩和されるということでお話を伺っておりますので、そういった準備を進めてるところでございます。

○高橋委員 わかりました。またいろいろと指針をいただいて、事業がうまくいくようお願いしたいと思います。

それと、委員長、続けていきますが、近代化資金どこでしたっけ、いわゆる新規就農者は、ちょっと私の記憶違いだったらまた訂正いただきたいんですけど、意外と数字的にはそう落胆しなくてもいいような数字をちょっと記憶してたんですけど、いわゆる中核というか専業というか、農業で飯を食う、そういうところの融資がなかなか、私、県南だけかもしれないんですけど、融資が伸びてないというところはJAの方々から聞いたりするものですから、その辺の関係で近代化資金とか影響してるのかなというところを教えてくださいといいですが。

○工藤営農支援課長 営農支援課でございます。今、委員のほうから、近代化資金の貸し付けということで御質問がございましたけども、近代化資金につきましては、本県は60億の枠ということで近年やっておりまして、全国でも非常に

トップクラスの融資を行っております。昨年は57億程度だったと記憶しておりますが、特にその理由としまして、やはり3号資金ということで、素牛の導入の資金が非常に需要が多いということでございまして、全体の7割程度が家畜導入資金ということでございます。そういうことで近代化資金については、堅調に利用いただいているという状況でございます。

そのほか、これは公庫資金でございますけれども、スーパーL資金、これについても人・農地プランに位置づけられることによりまして、無利子の貸し付けというようなことも始まっておりまして、地域からの要望も多いというふうに聞いているところでございます。

○高橋委員 融資でいっぱいたくさんあるから、いろいろと利用もあるんでしょうけど、結局、JAの経緯から言うと、大型農機具が売れなくなったとか、そういうのは実際あるわけです。専業でやる人たちがだんだん減ってるからですよ。いろんな施設の投資にしても、新たな新規の農家の設備投資というのが、だんだんと右肩下がりになってるということだと聞いたものですから、その辺をちょっと聞いてみました。わかりました。また後ほど、関連がありましたら質疑します。

○横田委員 家畜防疫対策課の一番最後のページですけど、316、生産農場清浄化促進対策事業のところ、豚オーエスキーが清浄化が進んできて減額になったというような説明があったと思うんですけど、例えば、今はやってる豚流行性下痢、これもここ最近発生がなくてワクチン接種をやめて、またはやり出したという話も聞いたんですけど、このオーエスキーはそういう状況になるようなことは考えなくていいのでしょうか。

○西元家畜防疫対策課長 最後のほうの御質問の内容がちょっと聞き取りにくかったんですが、オーエスキーは……。

○横田委員 要するに、清浄化が進みつつあるということで、もうワクチン接種とかが大分少なくなってるということなんでしょ。そうなった場合に、今はやってる流行性下痢みたいに、また何年かしてから流行してしまうとか、そういうことは考えなくていいんでしょうか。

○西元家畜防疫対策課長 このオーエスキーにつきましては、国と協調しながら約5年間の計画で清浄化を進めてまいりました。で、全国的にやっとな清浄化をなし遂げつつあるんですが、今後、日本の国内からオーエスキーのウイルスがなくなるというところを目指しております。ですから、ここが清浄化がなし遂げられれば、あとは外国から入ってくるウイルスの検疫で、水際で防疫するということになると思います。ですから、国内でまた再発するというようなことは、検疫を破らない限りはないとは考えております。

○横田委員 わかりました。牛の白血病のほうなんですけど、当初見込みよりも少なかったという説明やったと思うんですけど、何か半端な事業になってるような気がするんですけど、現状はどんなふうな状況でしょうか。

○西元家畜防疫対策課長 当初は、宮崎県全体で牛白血病の清浄化に取り組もうとしたところなんですけど、こちらとしては各農協単位あるいは畜連単位で清浄化が図られればという計画でおりましたが、地域によってなかなか意見がまとまらなかったということがございまして、現在は地域によってまとまっているところは、白血病の清浄化には引き続き取り組んでいただいている。そして、まだまとまりがついてないところ

につきましても、そこをモデルにしまして、清浄化の推進をこちらとしては図っているところでありまして、全県下、前向きには考えてくださってるところです。

○横田委員 農家の意識というのは、まだ結構強いものがあるということでしょうか。

○西元家畜防疫対策課長 農家のBLに対する意識というのは、例えば競りから買ってきた場合にBLプラスが心配だというようなことがあって、先にBL清浄化に取り組んでおられる地域につきましては、まだおくれてるところに対しまして、早く清浄化に取り組んでほしいというような希望もこちらは受けているところです。

○横田委員 非常に難しい問題というふうに思うんですけど、やるんだったら本当に県全域で進んでいくように、また今後も御努力をお願いしたいと思います。

○緒嶋委員 先ほどのこれは地域農業推進課、先ほどの就農者が予想よりも少なかったというのと、この担い手育成総合対策事業の減額というのが連動しとるわけですかね。これは何ページか、264ページ一番下の農の新たな「人財」確保促進対策事業。

○向畑地域農業推進課長 この農の新たな「人財」確保促進事業なんでございますけれども、この事業においては産地単位で、人・農地プランという地域で守っていこうということを一歩進めて、産地単位で守っていこうという当初の予定がございました。そして、JAさんとか品目別部会さんとかと一緒に連携してたんですけども、もともと、特に中古ハウスの補修とかそういったのが多かったんですけども、国の予算の中では低コスト耐候性ハウスという

ことで限定がありまして、本県において多いA
P改良型等の要望と乖離する部分があって、今
回要望がなかったということで、国庫補助が減
額ということで、今回の事業については減額さ
せていただいているところでございます。

○緒嶋委員 続いて、構造政策推進対策事業の
説明の6番、「農」と「企業」のみやぎきフード
ビジネス創出事業、これ9,435万円、これはフー
ドビジネスに積極的にやらないかんという中で、
減額というのは、何かちょっと言うこととする
ことが違うっちゃんないかという気がするん
ですが、どうですか。

○大久津連携推進室長 お尋ねの「農」と「企
業」のみやぎきフードビジネス創出事業につ
きましては、国の補助事業によりまして6次化を推
進するための、そういう認定書をつくるための
ソフト事業とハード事業、それともう一つは、
県の単独で企業の農業参入支援ということで予
算を計上させていただいております。

今回の補正額9,400万円につきましては、まず、
6次産業化の認定者を促進するものについては
順調に、全国でも第4位というぐらいの認定数
を確保しましたけども、それに伴いますハード
事業については、国の直接の補助金ではなくて、
直接採択の事業のほうで事業が大きくなった
ということで、今それに公募いたしましたので、
その分を減額させていただいております。

それと、県単独の企業参入の支援に7,600万円
につきましては、この多くを今回減額させてい
ただいております。実は今現在、水面下で、県
内外の大手の企業との参入ということで今交渉
が進んでおりまして、本年度着手ということで
考えてやってまいりましたけども、相手企業等
の諸般の事情で来年度に先送りになりましたも
んですから、残念ながら本年度は執行を見送り

まして、来年度、再度これについては実施させ
ていただきたいというふうに思っているとこ
でございまして。

○緒嶋委員 次年度には順調にいくということ
ですね。ありがとうございます。

それと、これは271ページ、鳥獣被害防止対策
事業、これが5,666万9,000円の減額であり
ますけれども、これは鳥獣被害に強い地域づくり
事業というのが、何かこれは該当しなかったと
いうこと、どういうことでこういう減額になっ
たんですか。

○和田食の消費・安全推進室長 これは該当し
なかったとかいうことではなくて、市町村から
の要望額がその中におさまっているということ
で、国庫補助決定に伴う減ということになって
おります。

○緒嶋委員 ということは、市町村の希望は満
たされたということですね。

○和田食の消費・安全推進室長 市町村の要望
額に対しましては、ほぼ100%近く満たしてお
るというふうに考えております。

○緒嶋委員 それと、276ページ、農産園芸課、
この施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速
化事業、これは木質バイオマスにできるだけ特
化して暖房機を入れようということでありませ
うけど、今のところ計画どおりいっておるわけ
ですか。減額したというのは何か理由があるわ
けですか。

○日高農産園芸課長 本年度の導入目標とい
いますのが、134台ということで導入を予定し
てございましたけれども、現実的に事業実施主
体の見直し等によりまして、134台の中から
116台ということで、本年度実施をするとい
うことでございます。引き続き、また来年度以
降、導入促進に向けて取り組んでいきたいとい
うふうに

考えてございます。

○緒嶋委員 それと、みやざき米政策改革推進対策支援事業、これは今後いろいろ飼料用米とか加工用米とかということを取り組むような感じの事業になるわけですか、どうですか。

○日高農産園芸課長 今委員から御指摘がございましたように、この中でいわゆる生産調整の部分の推進という部分と、その推進された結果としての生産調整の補助の確認というような事務費になってございまして、そういったところも当然入ってこようかというふうに考えてございます。

○緒嶋委員 それと、いいですか、その明許繰越、いいですかね、これ。これ89億、約90億あるわけですがけれども、これはもう全部一応入札は終わっておるわけですか。

○河野農村整備課長 御質問としましては、資料のほうの2ページの骨子でよろしいんでしょうか。

部の中で、農村整備のほうで公共事業関係が多うございますので、うちの農村整備課としての御説明になりますけど、こちらのほうに公共農村整備対策事業を始めまして、6つの事業を掲げてございます。合計で約52億ほどの繰り越しのほうを今回お願いしております。その多くにつきましては、4月以降、工事のほうの発注というものがほとんどになってまいります。当然一部については、既に発注している工事が3月まで終わらなかったもので、繰り越しさせていただくということで計上させていただいているところでございます。

○緒嶋委員 明許繰り越したのは、翌年度に全て事業は終わるといことになるわけですかね。

○河野農村整備課長 基本的には、来年度中には全ての工事を終えるということで現在進めて

おります。

○緒嶋委員 ほかの課も同じですかね。

○鈴木農政企画課長 基本的には、来年度中に全て終えるということで考えてございます。

○緒嶋委員 これはある意味じゃ、事業の平準化という意味では何となく理解できるんですけど、会計の原則からいえば、やっぱ明許繰越は少ないほうがいいわけですよ。これは平準化という一つの全体の予算の通年事業というような感じならこれでいいけど、金額が多いということは、24年度、25年度事業が多かったということ、こういう大きな金額になったんだろうというふうに思いますけども、できるだけ基本的には明許繰越は少ないほうがいいということだろうと思うんですけど、このあたりの認識はどうですか。

○鈴木農政企画課長 こういった繰り越しにしましては、国の経済対策の時期等いろいろございますので、なかなか県の努力だけでというのは難しい面はございますけれども、基本的な認識として緒嶋委員がおっしゃるとおり、しっかりと執行してまいりたいと考えてございます。

○蓬原委員 316ページですか、口蹄疫復興対策事業費の4番、口蹄疫埋却地再生活用対策事業ですが、見込みの面積が少なかったということ、工法による低減ということでしたが、我々も1回見に行きましたけど、工法による低減って、どういう工法に変えられたんでしょうか。

○西元家畜防疫対策課長 埋却地の整備をする場合に、埋却地の石れきを除去するというのが基本になるんですが、その石れきの分布状況、例えば埋却溝の上だけにあるとか、埋却地全体に広がっておるとかいうことで、その石れきの除去の方法を機械をかえて除去するというのにいたしておりました。それが工法の種類とし

て4種類ほど工法を考えておるんですが、それはバケット式のふるいとか、それから自走で行く芋掘り機みたいなものなんです、そういう機械によって工法を違えておりました。そういうことで単価が変わるということになったものでございます。

○蓬原委員 その後の再生した後の土地利用の状況というのはどういう状況なんでしょうか。

○西元家畜防疫対策課長 去年の9月あたりで秋作をつくっておられるところは、計画があったところは先に工事を始めたわけですが、その埋却地というのはほとんど作がされております。それは飼料作が主でございますし、一部は野菜等をつくっておられるところもございます。それで、その後に後期として、下期ですね、後期で工事をやったところといたしましては、今度の春作が主になるということございまして、まだ作はされていないという状況です。

○蓬原委員 それも全然れきのとり方が悪くてというような問題、支障はなく、前の畑の状況のようにちゃんとなっているということですか。

○西元家畜防疫対策課長 ほとんどれきは作に対して問題ないようにはしてあるんですが、飼料作の場合は少し小石が残っても問題ないということで、持ち主の方からは了解は得ております。

○蓬原委員 それで、これも一応全部済んだということですかね。いわゆる埋却地も全部25年度で、まだ残りがあるということですか。

○西元家畜防疫対策課長 平成25年度は全埋却地の約6割を計画しております。全埋却地というのが、農家が整備を希望されたところとして222カ所ありますが、そのうち、平成25年度は143カ所を計画しておりました。

○蓬原委員 それで、その50ヘクタールが44ヘ

クタール、見込みが違ったというのはどういうことですかね。

○西元家畜防疫対策課長 当初正確に測量したわけではないんですが、それは工事をする埋却地というのは3年間入り込むことができませんでしたので、当初の埋却地の面積というのをそのままとっておったわけです。その後、工事をする前に測量に入りましたので、面積は……(発言する者あり)

○蓬原委員 わかりました、委員長。後で説明があるんだそうです。

○西元家畜防疫対策課長 失礼しました。

○蓬原委員 今心配されてるのが、結局下にいっぱい石があるわけだから、陥没するんじゃないか。話が始まりましたからそこに行きますけど、この陥没云々というのは、後の施工後の問題としてはなかったのかお聞きして、一応ここで終わります。

○西元家畜防疫対策課長 全くなかったわけではございません。数カ所陥没というか、亀裂が入ってるところはございます。そういうところも、この3年間の埋却整備を計画しておりますが、その中で亀裂も整備をしていく計画にしております。

○蓬原委員 よくわかりました。

○山下委員長 議案はないですか。

○前屋敷委員 266ページで就農支援基金特別会計ですが、減額1億4,000万ありますが、自己資金などがあって貸し付けの額が少なくなったということですが、現在、実績としては何件ぐらい活用されておられるか。

○向畑地域農業推進課長 1月末現在で15件の貸し付けをいたしております。

○前屋敷委員 大体平均してこのくらいですか。

○向畑地域農業推進課長 これが大体1,000万を

超えるところから200万ぐらいとかということ
で、やはり施設をされたりとか機械とかを入れ
られたりとか、あとは牛の導入とかというのが
ございまして、ケース・バイ・ケースという形
になっております。

○前屋敷委員 当然ですが、この貸付資金の周
知は徹底はされてるわけですね。

○向畑地域農業推進課長 これは市町村も通じ
て融資残補助でございますので、しっかり周知
させていただいてるところでございます。

○前屋敷委員 いいですか。302ページでちょっ
と聞き漏らしたので、もう一度御説明をいた
だきたいんですが、302ページの下のほうの水産基
盤（漁場）整備事業費ですが、国庫補助決定に
伴う補正ということで、事業そのものが認めら
れなかったということだったですか。

○神田漁村振興課長 これにつきましては、25
年度当初予算で計画しておりました表層型浮魚
礁の事業費が24年度の補正予算で認められた関
係もございまして、こういう形で減額させてい
ただいたのが主な理由でございます。したが
いまして、当初の計画どおり、こちらの考
えてる計画どおりには事業はできてござい
ます。

○前屋敷委員 わかりました。もう一件。310
ページのこれも同じあれですが、資源リサイ
クル畜産環境整備事業、ここも減額なんです
が、これを減額するとほとんど事業はなくな
ってしまう形なんです。これ自体は、済み
ません、御説明いただいたと思うんです
けど、十分理解しておりませんでした。

○押川畜産振興課長 資源リサイクル畜産環
境整備事業についてでございますが、これは
いわゆる畜産の大型の造成でありますとか
施設等、大型の広域でやる事業でござい
まして、幾つかの地域を数年にわたって連
続してやるものでし

て、これにつきましては、先ほどの水産と
同じように、むしろ前倒しで前年の補正で
やって、25年度分を減額ということでござ
いますので、計画そのものはむしろ前倒し
で順調に進んでいて、またその後、新し
い地域につきましては、後年度に取り組
むということになるかと思

○前屋敷委員 わかりました。

○山下委員長 いいですか。

○前屋敷委員 はい。

○高橋委員 委員会資料にあります、次世代
施設園芸導入加速化支援事業です。蓬原
委員が質問された翌日に国富ですかね、
あそこに何か支援されるようなことで
記事を見ましたが、これは国庫で財源が
あるわけじゃないですか。だから、国富
でモデル的にやってそれを広げられる
という可能性が出てきたときに、例え
ば都城だったり、県なら県北だ
ったり、そのときの支援になる財源を
どうされるんですか。

○日高農産園芸課長 今の委員からの御
質問でございますけれども、今回このモ
デル的に支援させていただきまして、
その波及効果というのを県内に広げ
ていきたいというところでござい
ますけれども、やはりこのモデルの中
でも波及させていく中であっても、
やはり施設の団地化というものが
必要だというふうに考えてござい
まして、集約していくということで
ありますので、この集約につきましては、
また別途、例えば国の強い農業
づくり交付金であったりとか、
そういうようなさまざまな支援策
というものを活用しながら、同じ
ように進めていきたいという
ふうに考えておるところでござ
います。

○高橋委員 もう少し突っ込んでお聞き
しますが、この団地化で4.1ヘクタール
ですよ、これが基本になるんでしょ
うか。いわゆる複数の

農家がかかわってくると思うんですよ。そして、ハード面でいうと2分の1だけど、これでも7億3,000万ですもんね。ということは、半分は農家が負担することになるわけでしょう。ちょっと聞きますと、JAが受けてリースで貸すとか、そういったリース料の兼ね合いですよ、負担はどのくらいになるのか。農家の負担が、ある程度このくらいになるよというのがおわかりでしたら。

○日高農産園芸課長 現段階の事業費の積み上げというものの中で、今回補正予算をお願いしてるところでございまして、実際、これ先ほどの繰り越しではございませんけれども、今後、いわゆる事業実施主体が交付決定を受けて入札をしていくと。こういったものの中で最終的にどれだけの事業費になってくるのかということも見ながら、そのリース料というものを算定していくことになろうかというふうに考えてございます。

ただ、現段階のこの事業費ベースでいった場合には、先ほど委員から御指摘がありましたように、ハウスだけでも2分の1ということでございますので、残り2分の1というものを、例えば15年間とか、こういったものの中で利用される方にリースするというようなことも考えられようかというふうには思っています。

ただ、繰り返しになりますけれども、今後、実際入札なり、それから設計が終わって入札が終わった後に、また試算をしていくということになろうかというふうに考えてございます。

○高橋委員 いいでしょう、わかりました。

次のページに、目的の中に、生産者の高齢化と担い手の育成。これ単純に言うと、高齢化の育成はしなくていいんでしょうけど。いわゆる、高齢化の方でももちろんITにたけてる方いらっ

しゃるんですよ。ただ、この事業はどちらかという、今から本当若い人たちが農業に取り組むに当たって、やりがいのあるものとして取り組まれるべき事業なのかなって思ったりするんですよ。だから、ある意味、この事業する上では、別途、何か研修する場が必要なかなって、説明聞きながら、この事業を見ながら思ったりしたから。

それと先ほどからもありましたように、木質バイオマスの暖房機の普及というのが、なかなかまだ進まないような感じも受けるもんですから、いわゆるランニングコストを、一度聞いたこともあると思うんですけど、ランニングコストがどうしてもペレットだと割高になったりするもんだから、今ちょっと燃油が上がってるからとんとんになるかとかわかりませんが、その辺のやっぱりコスト対策ですよ、いろんな暖房機の支援はされてるんですけど、何かその辺が農家がちゅうちょしているような感じも受けたりするもんですから。ランニングコストがやっぱりどうしても差があるわけですよ。その辺ちょっと教えてください。

○日高農産園芸課長 まず、最初のほうの研修なり担い手の育成の部分でございすけれども、この6ページの図のほうの下の半分のところに掲げてございすけれども、今回、このピーマンなりキュウリのハウスに入植を予定される方々につきましては、基本的にここに掲げておりますような近隣のハウス団地で、さらに希望、先進的にやりたいというような方であったりとか、もしくは、その右側にございすように、新規就農団地のいわゆる研修生であったりとか、こういったところの方、いわゆる若い担い手の方々を主な対象としてその呼びかけをしていきたいというようなことで、事業実施者であります

J A宮崎中央あたりも考えているというところ
でございますので、そういう次世代のいわゆる
担い手の育成というものをメインにしていき
たいというふうに考えてございます。

また、その中で使います木質のバイオマスの
燃料でございますけれども、こういうような、
いわゆるコストの削減といいますのは、重油で
もそうですけれども、やはり木質のペレットに
つきましても、同じように削減していかなけれ
ばならないというふうに考えてございまして、
ただ、その削減の仕方というものを現段階では
まだこのペレットの利用というものが本県で始
まったところでございますので、山元側とも十
分連携しながら、いわゆる山から引っ張り出し
てきて、それを少しでも安く加工して、それを
供給するというような体制というものを今後つ
くってまいりたいというふうに考えておるとこ
ろでございます。

○高橋委員 物すごい魅力がある事業なもんで
すから、ぜひ細かく丁寧に進めていただくと本
当ありがたいと思います。よろしくお願いま
す。

○横田委員 今の事業についてですけど、ちょっ
と理解ができてないもんですから教えていただ
きたいんですけど、入植、入植、充実というふ
うに書いてありますけど、これは例えば新規就
農者とかそういう人たちも含めて、このハウス
で何年間か研修をして、そして、自分のハウス
でそれを生かしていくということになるんです
か。

○日高農産園芸課長 例えば、一つの形という
ことで御説明させていただきたいと存じますが、
現在、宮崎中央農協におきましては、旧高岡町、
そこで全く新しく農業を始めようと言われる方
々というのを「農業実践塾」という形で研修を

されてらっしゃいます。例えば、そういう研修
生の方々というものがこのハウス団地に入植し
てこられまして、このハウス団地といいますの
が、先ほど申し上げましたように、J A宮崎中
央も中に入っておりますので、いわゆるそこ
で濃密的な自分たちでハウスを借りて、その中
で実際生産を行いながら、実際の研修もできる
というようなことで考えてございます。そこで
ある程度所得を確保していただいて、しかもそ
の技術も確保していただいた後、じゃあとい
うことで自立ということで、いわゆるほかの地域、
自分で例えば中古ハウスであったり、もしくは
新規のハウスであったり、団地の中に入ってい
ただいてみずから研修、いわゆる次世代の団地
の中において収入を上げた部分を元手にしてハウ
スを整備していただくというような、そういう
流れを考えているところでございます。

○横田委員 特定の人はずっとここで農業をや
るというのではなくて、何年か後にぐるぐる経
営者がかわっていくということですね。

○日高農産園芸課長 例えば、年数があらかじ
め決められているというものではないかと思
いますけれども、基本的には、ここにずっと居続
けるというようなところではないというふうに
考えておるところです。

○横田委員 それと、近隣ハウス団地とかいう
ふうに書いてありますけど、今後行える農地の
中間管理機構のゾーニングとか、そういうこと
とやっぱり絡んでくるということによろしいん
でしょうか。

○日高農産園芸課長 まさしく、その中間管理
機構等の機能を使いながら土地を集約して、そ
この中にハウス団地をつくるというようなと
ころで、そういうことが可能な地域については、
そういう取り組みを進めていきたいというふう

に考えておるところです。

○横田委員 わかりました。

○山下委員長 いいですか。関連で私のほうからちょっと2～3お聞きしていいですか。

今、大事な部分の議論が続いてると思うんですけども、いずれにしても、担い手の確保だろうと思うんですよね。どんな事業を幾ら企てるも、やっぱりそれをやっていくのは農家ですから、気になるのがやっぱり担い手不足だろうと思います。

私も気になる数字があるんですけども、きょうは農業大学の校長もお見えですが、ここ3年ぐらいの農大の在籍状況、卒業生かな、そこをちょっとデータがわかっているればちょっと出してください。ことしの応募状況ですね、26年度募集状況。

○山内県立農業大学校長 農業大学の入学生の状況でございます。ここ3カ年でございましてけれども、23年度入学生が55名、24年度が47名、25年度が50名が入学生でございます。ちなみに定員は65名ということでございます。

なお、来年度、26年度の入学生でございます。これにつきましては、入学試験等が終わっておりますので、現在のところ57名が入学ということで、一応今手続をとっておるところでございます。ただ、確定ではちょっと、今、最終的な文書等の手続の整理をしてございます。

ちなみに今年度では、65名の定員に対しまして、応募自体は69名程度ございましたけれども、選抜等の結果、ただいま説明した状況になってございます。

以上です。

○山下委員長 その応募があつてみんな入れないの。

○山内県立農業大学校長 辞退者もございませ

た。なお、応募があつて、やっぱり成績等でちょっと数学とかいったような個別の成績の事情があつて落とした者もございませ。

○山下委員長 私は、やっぱり農業県として唯一農業大学の、以前はかなりの応募があつて削るぐらいの体制だったと思うんですが、やっぱり優秀な人材を育てていく、そしてこれだけの事業を振興していこうということになると、今の補正の中でいろんな事業の進捗を見てるんですけども、国庫の事業に切りかえた部分もわかるんですが、せっかくいろんな事業を企てるも、今度のハウス事業だって、いわゆる担い手を育てていくため、そして、いろんな訓練をさせて、そこで研修の場として1年か2年、後継者を育てるための施設にもなると思うんですが、そういう世代が育ってこないとだめなわけですから、だから、私はそこ辺の集まらないということをもうちょっと真剣に考えた対策を講じていかないと、畜産でも何でもそうなんですけど、これだけ高齢化が進んでくる中で、やっぱり農業大学の役割というのをもうちょっと考え直していかないといけないのかなと思つてますけども、今の在学状況やら、ここ3年ぐらいの定数割れの状況をどう考えておられますか。

○山内県立農業大学校長 委員長が御指摘のことを十分自覚しております。といいますのは、定員等の見直しを行つて、実は現在の65名等も出てきております。その中で、全国の状況と同レベルとはいへども、やっぱり農業県ということでの本県が7割等の充足率にあるということは非常にゆゆしき事態だろうというふうに思つてます。現在のところは57名ぐらいということでございますけど、でも、ここ3年間の状況等を見ますと、やっぱり時代のニーズに即した募集のあり方というのもきっちり押さえていかな

ければならないのかなと思ってます。

一つは、傾向ということで捉えますと、まず、農業系から本県の場合、大体7割から8割、そして普通系から残りが入ってくるという状況下でございます。農業系の高校につきましても、入り口というか、農業からいくと出し手の部分になるんですけども、そのこのところの定員等も学校再編の中でかなり落ち込んでございまして、いわゆる、私どもの学校を目指すような農業系の学科というのは、大体600から700というようなところで、そういった農業系高校だけを相手にしますとそういった状況でございます。

一方で、非農家の割合が実は半分ぐらいが非農家ということでございまして、従来、親元を継ぐために入ってくるという方々が相当だったのが、いわゆる農業を何となくやりたいとかいうような思いで、家が全く農業と関係なくても、私どもの学校を希望する者が半分ぐらいいるということ、そういった者に対するしっかりとしたニーズを踏まえた送り出し対策といえますか、特に今年度も卒業生のうち15名前後が農業法人のほうに就職、就農という形しておりますし、いわゆるそういった者に対する出口対策というのをしっかりと、それを募集につなげていって、全体的な本県、本校の魅力あるものにしていきたいと。

それから、やっぱり忘れていけないのは、進路関係については、半分ぐらいが就農というような実態にございますけれども、やっぱり農業大学校というのは、就農に自信と誇りの持てる学校づくりというのを、一丁目一番地に捉まえて、そこに基づいた実践的なカリキュラム、魅力あるカリキュラムを構築していく必要があるし、資格取得についても積極的に取得させるような環境づくりということ、その辺のところを

十分、農業高校に限らず全県下の高校に積極的にPRする取り組み、努力はしっかりやっていると必要があるというふうに考えております。

ただ、現状といたしまして、来年度の状況を見ましても、65名に対して57名ぐらいになると思うんですけども、そのこのところで定員を充足してないところについては、しっかり反省点として次年度対策としてもつなげていきたいというふうに思っています。

以上です。

○蓬原委員 関連して。直間比率という言葉がよくあるんですけど、今の話は早い話が、直接作業に携わる直接人員をつくらないと農業はだめだよということと思うんですね。どちらかというと、間接人員が非常に多いのはわかる。それはそれで産業としていいんですけど、その大もとになる直接人員のところをつくっていかないと作物の生産はできないよと。

例えば、工場生産に例えれば、これは直間比率の間を下げても直をふやすというのが、一般的には、物をつくる工場の場合は非常に重きを置かれるわけですけども、そういう意味で、恐らく直間の比率として考えたときには、宮崎県の農業も恐らく全国的にそうなんだろうけど、間接人員が多くて直接人員が今がたがたと減っていると、そこに大きな問題があるんだろうと思うんで、だから今の委員長の発言のとおり、何のための大学校かということを考えると、やっぱりそこから就農する人たちをふやしていかないといけないと、そういう話になるんだろうというふうに思いましたので、意見として申し上げておきたいと思います。

○山下委員長 もう一回。ありがとうございます。農業大学校の役割は、今までも十分果たしたと思うんですよ。個人経営の担い手を育てる

対応とか、もうかなり効果があつて、以前は高等営農研修所だったわけですから、それがやっぱり時代の波の中で農業大学校が求められて、こういう立場で今まで来た。80億ぐらいかけて設備もやって、すばらしい効果があつたと思うんですが、だけど、今日ほど移り変わりの激しい中、そしてグローバル化の中で、求められる農業像というのはもう違って来たと思うんですよ。

例えば、加工産業を入れたり、6次産業ということも、どんどん日々進月歩の中でどんどん進んでくる。じゃ、今その対応が農業大学校でできてるかということ、定数割れしてるということは、もう目的がちょっと違って来たのかなと思うんですよ。そのことを真摯に見直し等も入れながら、求められる農業大学校像というか、私は目的をもう変更してもいいと思うんですよ。6次産業を目指していくのか、加工産業を取り入れたことをやっていくのか。そういう総合産業みたいな農業大学校をやっぱり目指していかないと。もう個人の担い手農業を育てる、それも大事なことなんですけども、やっぱりもうちょっと幅広い感覚の中での目指す姿を出していただくと、ありがたいがなと思うところなんですけど。

○山内県立農業大学校長 ありがとうございます。確かに今手元の数字で見ますと、実は22年に本校農業大学校の学科再編ということで、時代に即した学校づくりということをやりました。その象徴として、実はアグリビジネス学科ということで、中身的には大規模経営コースということで農業法人の育成、それから、6次産業の人材育成ということでグリーンライフコースというのを新設学科でつくったところがございます。

これを22年にスタートさせたときには、実は先ほど3年というところでは数字を言わなかったんですけども、65名の定員に対して64名ということで、アグリビジネス学科については定員を充足するというような状況でございました。

ただ、これが3カ年間で、例えば25年でございますと、この15名の定員に即して8名というところになってございまして、本来目玉で打ち出した学科の状況がここにあるということは、その辺の原因といったところが、せっかく時代に即した学科再編したのに、いわゆるPR等も含めてちょっとうまく発揮できていないというところはあるかと思えます。私もその辺のところはやっぱり十分認識した上で、もう一度そういう時代に即した、原点に立った教育カリキュラムの見直しということについては、全力を傾注して改革していきたいというふうに思っております。

○山下委員長 お願いします。

○緒嶋委員 この問題は、学校だけにそういうことを検討させる段階じゃないと思うんですね。これは農政水産部、これは県庁全体挙げて、将来の農業大学校をどういうふうに進めていくかというのは検討せねば、学校だけの問題として捉えると、私はちょっと小さ過ぎる。農政水産部全体の問題、ある意味じゃ県庁全体の問題、フードビジネスを含め、言われたことを含めて、視点を大きく持って、どういう農業大学校にしたらいいのかというのを再検討する時期が来たとき、我々もみんなそう思っておるわけですので、そのあたりをやはり捉えて進めるべきだと思うんですけど、部長はどういうもんかな。

○緒方農政水産部長 本場に担い手の問題というのは大きな問題で、私はオランダにこの前行ってきましたけども、もう農家のイメージが全然

違います。農業の経営者、企業家という感じがありますし、だんだん日本の農業もそうになっていくんじゃないかと思ってます。ですから、そういう時代に合った担い手をどう生かしていくか。人数が少ないんですけど、少数精鋭になるかもしれませんけども、そういう人たちを育てていくというのは非常に重要だと我々も考えておりますので、ここはしっかりこれからの大きな課題として捉えていきたいと思っております。

○山下委員長 せっかくですからもう一点よろしいでしょうか。

農産園芸課のほうに、せっかくこういう20億もかけてモデル事業をやられるのであれば、もうかってくださいよ。やっぱり一つのこういうモデルの中で、入ってくる、そこで労働される人に高額な賃金が払えるように。そして、JAも参画されるんでしょうけども、これをやってどれぐらい地域農業貢献があったんだと、そしてどれだけの利益を出してるんだと、これは出口の調査もしてるでしょうし、高くて売れるものをつくらないといけない。そういうことを責任持ってやることによって担い手も育ってくるし、やっぱり次に経済的な農業というのが波及効果が出てくると思うんですよ。まだまだ私の都城でも畑かんがどんどん出てくる中で、水が引かれてくる中で、こういう経営体をつくっていかないと、もう農村の農地というのはどんどん荒れてくると思いますから、ぜひそこに目標を持って、もうかる農業をぜひ実践してください、お願いしたい。

○高橋委員 農業大学校でちょっと細かなことを聞きますけど、65名に対して69名受けて、辞退者はしようがないんですけど、結局成績で振り落とされた方は現実いらっしゃるということでしょう。成績で振り落とされた方はいらっしゃ

るということですね。

○山内県立農業大学校長 不合格者という。

○高橋委員 はい。

○山内県立農業大学校長 不合格者はございます。

○高橋委員 だから、成績で振り落とされたですね。

○山内県立農業大学校長 はい。

○高橋委員 大学校と研修所は違うと。高等水産研修所は試験がありましたでしょうかね。

○神田漁村振興課長 高等水産研修所にも一応試験がございます。ただ、たまにはやはり不合格者が出ます。

○高橋委員 不合格がいるということ。

○神田漁村振興課長 はい。

○高橋委員 もう要望でよろしいんですけど。成績も大事ですけど、今、高等水産研修所の場合には私もよく事情はわかるんですよ。いろいろと素行があったりいろいろとあるんですけど。いろいろと学校の推薦とか、あるいは背景が後継者だとか、そういうところをいろいろ考慮されてもいいのかなという思いがありますから、その辺はまた今後のいろんな研究の場で検討いただくとありがたいと思います。

○山下委員長 いいですか。何かありますか。

○蓬原委員 この前の審議が環境森林部だったんですけど、当然バイオマスとかいろんなエネルギーの話が出るわけですけど。また、部長も行かれましたオランダのワーヘニンゲン大学で、一緒について行った職員の方からの質問でしたが、いい質問だと思ったのは、確かに次世代の先端的施設園芸としては我々日本の先を行っていると、これからの課題は何ですかという質問をされました。そしたら、即座に返ってきた答えがエネルギーだったんですよ。エネルギーだと。

次、ワーヘニンゲンのフードバレーで研究しないといけないのはエネルギーだという答えが即座に返ってきました、そのためにここに木質バイオマス暖房機だとか、複合環境制御システム等と今実証事項が入ってるわけですけど、私がお尋ねしたいのは、このあたりの環境森林部との連携、そこんところは環境森林とはうまく連携がいつてるんですかね。例えば、この存在を環境森林部は知ってるのかどうか。ちょっとその辺を連携ということについてお答えください。

○日高農産園芸課長 環境森林部との連携でございますけれども、この木質のペレット、いわゆるバイオマス燃料を確保するというのに当たりましては、まさに山元側、いわゆる環境側との連携がなくてはできないというところもございまして、昨年8月でございますけれども、木質バイオマス燃料の利用促進に係る協議会というものをつくらせていただきまして、これは農政水産部と県だけという話ではなくて、例えばそこにバイオマスの燃料をつくる会社、それとあと、その燃料を使ってボイラーをつくる会社、そういうところも入りまして、それとあと、その燃料を供給するというので、例えば経済連だったりとかJAグループとか、こういったところが入った中で、それぞれ例えばこういうような課題があるというのをそれぞれ出し合って、じゃあ、それをどうやって解決していこうとしてるのか、解決していこうかと、連携するところをどういうふうに連携しようかというところを8月以降ずっと打ち合わせをしてきてるところでございます。

そういった中で、この次世代の施設園芸団地ということで、この事業そのものについて十分説明ができてるかというのと、これはまたちょっと別にいたしますけれども、少なくともここに

入れますバイオマスの暖房機も含めまして、これぐらいの需要があるという、その燃料ベースの話はさせていただいてるところでございます、これをいかに確保していくかというのを今進めてるところでございます。

○蓬原委員 わかりました。

○山下委員長 いいですか。なければ議案のほうを終了してよろしいでしょうか。

それでは、議案が終了しましたので、報告事項に関する説明を求めます。

○日高農産園芸課長 常任委員会資料の8ページをお開きいただきたいと存じます。

損害賠償額を定めたことについてでございます。

事案の内容でございますけれども、平成25年9月18日に、宮崎市におきまして県有車両による交通事故が発生したところでございます。内容につきましては、車を駐車場にとめる際に、既に駐車してあった相手の車に接触をしたというものでございます。

なお、賠償金につきましては、任意保険から全額払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識啓発に努めてきたところでございますけれども、今後とも一層徹底が図られますように、また再発防止に向けて指導してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○山下委員長 報告事項の説明が終了いたしました。

質疑を承りたいと思います。

○緒嶋委員 今の報告で、ことしも農政だから農政がやると。これもう、ほかの関係部を入れたら、報告が8あるわけですね。これはやむを得ない事故というのはあります。しかし、やっ

ば注意が足りないというのがかなりあると思うんですよ。だから、これはある意味では自覚の問題だと思うんで、それぞれ該当するときは今のような報告を毎回聞くわけですよ、注意しとりますって。これはちょっと、保険で見ると相手に対してはそれだけ補償はされるわけじゃけど、やはりこれだけ毎回出るといのは、やっぱりもうちょっと日ごろからこういう交通安全に対する意識というか、そういうものをもうちょっと徹底せにゃ。皆さん方だけが注意して、それぞれの出先の職員の方はあまり注意しちょらんじゃないかと、逆に言えば。

だけ、そこ辺の所属するところに対する、これは全体的な総務部とかそこあたりの指導の方法もあるんだろうと思うんですけど、農政のほうは1人じゃからいいじゃないかと言われるかもしれんけど、そういう気持ちじゃなくて、もうちょっと自覚をどう高めるかというのは、これはそれぞれ県庁全体でも考えなきゃ。これは割と多いとですね。だから、とまっておるのに追突するというのは、これは不注意以外の何物でもないと思うんです。だから、そこ辺をもうちょっと意識改革をそういう意味でもやるべきだと思うんですけど、そのあたりは、意識改革は日ごろやっておられるですかね。

○興梠農政水産部次長（総括） こういった関係は私のほうが担当しておりますので、私のほうで答えさせていただきたいと思っておりますけど。

大変こういった案件が生じること自体申しわけなく思っております、確かに本庁もそうですけど、出先においてもさまざまな工夫はやっぱり一応やってるんですね。例えば毎日朝礼をやって、交通安全励行だとかやっておりますし、それからいろんな取り組みをしております。ただ、やるんですけれども、こういうふうに出て

くるといような状況でございまして、特徴として一つ言えますのは、中堅以上はあんまりこういった事故等は起こしてない。若い職員が多いです。主査以下ぐらいの若い職員が多うございまして、やはりそれだけまだ未熟である、運転技術が未熟であるということもありますし、それから注意力が散漫だなというふうに考えております。

ですから、今度、少時的を絞って、そういった若い人たちとか職員だとか、そういったことに少時的を絞りまして、しっかりまた考えさせていくというような取り組みを続けていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○緒嶋委員 それと、前は自動車運転の技術職というふうな形でおられたのが、今誰でも運転しなきゃならんというふうなシステムになったので、やっぱそのあたりもあるのかなという気はするわけですね。じゃけど、やはりこれは今は誰でも車を運転するわけじゃから、公用車じゃから事故を起こしていいということはないわけですので、やはりこれは自覚の問題だと思うので、これはもう県庁全体で検討していただきたい。これは当然不可能というのもあります。だけど、注意すれば防げたというのがかなり多いと思うんです。だから、注意力が足りないということの自覚を持ってやられるということが必要だと思います。これは県庁全体の問題としてちょっと取り組む必要があるということ要望しておきます。

○山下委員長 そのほかありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○鈴木農政企画課長 常任委員会資料の9ページのほうをお開きください。

「みやざきフードリサーチコンソーシアム」の設立についてということで御説明させていただきます。

このコンソーシアムでございますけれども、本県日本一の残留農薬分析技術を持ってございますけれども、この技術をさらに高度化する、あるいは農業、さらにフードビジネス、そういったものへどういうふうにご利用していくかという活用の方策を検討する、そして、こういったものを支える人材の育成・確保を図るということで、新たに立ち上げる組織でございます。

1の設立日でございます。来年の4月からということでございます。本日のこの後夕刻に調印を行うという予定にしております。

2つ目の参加機関でございます。県外からも株式会社島津製作所あるいはデリカフーズ株式会社、そして(4)にございます、一般財団法人日本冷凍食品検査協会というような県外からも参加をお願いしているところでございまして、オール宮崎に加えて、そういう体制をとっているところでございます。

3番でございます。事務局は、農政企画課でございまして、総合農業試験場の一部をこの活動のための場所として提供させていただくということを考えてございます。

4のミッション及び5の活動でございます。先ほど申し上げたとおり、農業、フードビジネスの新たな可能性というものを切り拓いていく、あるいは我が県にとどまらず、日本全国で食の安全・安心、健康な食生活を実現するということで、3つの活動がメインになろうかと考えてございます。

この(1)にございます、まず、技術の開発

でございます。これにつきましては、現在、県では農薬成分約420の成分について一斉分析可能と、そういう技術水準にあるわけでございます。あるいは、栄養・機能性成分につきましては120成分ということでございますけれども、今後輸出をふやしていくとかそういったことを考えましても、こういう一斉分析可能な成分数をさらに伸ばしていくというようなことが一つの方向性としてございますし、あるいは、抗生物質、毒物とそういった方向、あるいは、よりわかりやすく抗酸化力ですとか免疫力、そういう健康に密接に影響するような指標、そういったものの分析の仕方の技術を開発していきたいというのが一つでございます。

2つ目が、新しい産業あるいはサービスをどうつくっていくかというところでございます。先ほど御説明いたしましたとおり、デリカフーズ株式会社、これは野菜の卸売業者、かなり大きい大手でございますけれども、あるいは、冷凍食品検査協会、ここは輸入農産物の残留農薬検査の受託を全国で一番大きくやっているところでございますけれども、こういったところと分析サービス、こういったものをつくっていきましようかというような連携をしていくというのが一つでございますし、あるいは食品、健康に関するさまざまな、先ほど抗酸化力、免疫力と申し上げましたけれども、そういったものの分析技術が確立すれば、それを表示につなげるというようなこともできるかと思っておりますし、血液分析、やや畑違いではございますけれども、そういった技術によって、さらに新たな健康サービスの創出ということにもつながるのではないかと、うふうに感じているところでございます。

3つ目の人材育成でございます。これまでも共同研究という形で、例えば大学と宮崎県の試

験場の間で、そういった形で人材の育成を図ってきたところがございますけれども、今後新しくそういう一つの場を設けることによって、継続的に人材を育成・確保するということについて、さらに一歩進めるのではないかとというふうに考えているところでございます。

これに関連いたしまして、6にございますけれども、島津製作所あるいは宮崎大学とは別に協定を結ぶこととしております。後ほど御説明させていただければというふうに思っております。

10ページ目のポンチ絵のほうをごらんください。

こちらはその設立、先ほど申し上げたこととかなり重複するところがございますけれども、その背景、趣旨について簡単にまとめたものがございます。

左側でございます。技術のレベルにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、本県の技術というのが全国でトップレベルというところがございますけれども、一方で、他県の技術というのもかなり進んできております。継続的なイノベーションということがなければ、本県の優位性というのも揺らぎつつあるということで、これについても一段、一歩進む取り組みが必要であろうというふうに思っております。

また、真ん中がございます。今まで本県では約6,000件の残留農薬分析を1年間に経済連と協力しながら行ってきております。こういった技術を農薬分析、残留農薬の分析だけではなくて、さらにいろいろもうかる農業というお話が先ほど出ましたけれども、そういったのにつなげるような技術にしていきたいということでございます。輸出あるいは健康食品市場、健康に対する意識というのが非常に伸びているところがご

ざいますので、この残留農薬がなかったということだけではなくて、さらに付加価値をもたらせるような応用をしていきたいというところでございます。

3つ目が、人材の関係でございます。先ほど申し上げたことと重複になりますけれども、今までは共同研究、島津製作所あるいは大阪大学、神戸大学、そういったところとの共同研究という形でございますけれども、どうしても今後領域が非常にふえていくと。総合農業試験場のほうでもある程度頑張っただけでも、今後は、やはりもうちょっと裾野の広い形で人材の育成・確保を図っていく必要があるのではないか、そういう場をつくっていく必要があるのではないかというような問題意識がございます。

こういった3つの問題意識あるいは背景をどのように解決していくか。一步一步になろうと思っておりますけれども、そういった意味で、今回新しくコンソーシアムを立ち上げようというような考えに至ったというところでございます。

もう1ページお開きいただきまして、11ページでございます。

今後の活動についてでございます。これから作り出すという新しい組織でございますので、今これをやりますということはなかなか申し上げづらいんですけども、ここの四角、ちょっと見づらいですけど、真ん中の四角にありますとおり、宮崎県以外に6つの主体が参加してございます。それぞれ全国的に非常に有名な、あるいは非常にプレゼンスの高い企業あるいは産学官という形でございます。例えば、デリカフーズに関しましては、もう既に彼らとしても野菜の機能性評価、10年以上これまで研究してきておりまして、我が県でも健康認証ということ

を始めましたけども、そういったことで新たな商品開発、企画ができるのではないかとということを考えてございます。

また、左のほうに行きますけれども、冷凍食品検査協会、ここであれば食品企業、輸入商社等さまざまな検査をここでは受託しているというところがございます。そういったところとタイアップして、宮崎県の技術をどういうふうに使っていくかということに、さらにブラッシュアップできるのではないかとというふうに考えてるところもございます。

また、右側のほうでございます。JA宮崎経済連に関しては、日本一自主分析体制が整備されている農業出荷団体でございますので、こういったところで、今までも進めてございましたけれども、ブランド対策というものにどういうふうに技術を生かしていくかということ、さらに真剣に検討してまいりたいというふうに思っております。

また、技術開発、人材育成ということに関しましては、下の側でございますけれども、島津製作所あるいは宮崎大学とそれぞれ協定を結ぶことによりまして、このみやざきフードリサーチセンターの活動にも資するような形で、より裾野の広い形で共同的な連携を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、一番下の真ん中でございますけれども、実は今、大阪大学、神戸大学、島津製作所と宮崎県の4者が共同研究という形で、来年度まででございますけれども、新しい残留農薬分析装置の開発を進めているところでございます。これにつきましてはもう1年ございますので、それなりの成果が出るというふうに考えてございますけれども、こういった取り組みというのは引き続き続けてございますので、こういった取り

組みをさらにみやざきフードリサーチコンソーシアム、そちらの活動にもつなげてまいりたいというふうに考えてございます。いろいろと主体が多くて、今後の方向性というのも非常に難しいとは思いますが、本県のフードビジネスを支えていく非常に重要な組織になると考えておりますので、御報告させていただきました。

農政企画課からは以上でございます。

○山下委員長 3時になりましたので、10分ぐらい休憩をしたいと思います。よろしく願いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時9分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

○宮下農村計画課長 農村計画課でございます。常任委員会資料の12ページをお開きください。

建設工事における指名競争入札の試行結果の検証と今後の取扱いについてでございます。

本件につきましては、公共3部での取り組みでありまして、先ほども環境森林部から説明をさせていただいておりますけれども、重複しますが、当部からも簡潔に御報告をさせていただきます。

まず、12ページ、第1の試行結果の検証についてであります。

1の試行の概要の(2)実施件数でございますが、1月末までに160件の指名通知を行い、133件の契約を行いました。

次に、2の試行結果及び検証についてであります。(1)の検証の総括につきましては、①と②にありますように、運用上、検証上の課題は

ありますが、一定の効果が認められ、透明性や競争性においても特に問題は認められなかったことから、今年度の試行はおおむね目的にかなっているものと認識をしております。

このため、今後通年試行をすることによりまして、試行件数を確保するとともに、運用上の改善等を行いまして、より精緻な検証を行う必要があるというふうに考えております。

次に、(2)の試行結果の主な分析・検証についてでございます。まず、①の地域の建設業者の育成を通じた災害対応力の強化の視点からは、工事現場に近い企業や災害対応力に関する評価が高い企業の受注割合が高いことや、同じ地域で企業選定する場合、指名が偏るという傾向も見られました。

また、②の透明かつ効率的・合理的な競争環境の構築の観点からは、平均応札者数が最も多く、平均落札率も他の方法と同水準であることや、不当な働きかけなどもなかったこと、また辞退者が平均3者発生していることなどが上げられます。

これらのことを踏まえまして、(3)の改善を要する事項にありますように、地域の建設業者の育成強化のための企業の選定や入札を辞退した企業への対応、また、客観的データの充実の3つの点について改善が必要であるというふうに考えております。

それでは、13ページをお開きください。

第2の平成26年度の取扱方針についてであります。まず、1の期間等につきましては、今年度と同じ枠組みで実施をしたいというふうに考えております。

次に、一定の条件で指名が偏る傾向が見られることから、2の指名選定基準の見直しにおきまして、(1)にありますように、現行の指名選

定調書の見直しと新たな調書の作成を行い、評価内容の見直しと指名選定調書の複数化に取り組みたいと考えております。

また、(2)では、選定される企業の多様化を図るため、分割・組合せ方式の導入を行いたいと考えております。

また、(3)では、より精緻な評価を行うため、企業の保有する情報など客観的データの収集・補完を進め、充実を行いたいと考えております。

次に、3の運用に係る見直しについてであります。(1)の災害復旧工事等における入札参加資格制限の導入につきましては、一般競争入札と同様の対応になりますが、一つの工事の落札者となった者は、他の工事の落札者となれないものとして取り扱うものでございます。

次に、(2)の入札を辞退した企業に対する指名の見合せに係る検討につきましては、辞退した企業の指名を一定期間、見合わせることにについて検討してまいりたいと考えております。

最後になりますが、4の検証項目及び試行の進め方についてであります。来年度は試行方法の改善を加えまして、試行結果を検証し、次年度以降の方針について決定・公表してまいりたいと考えております。

14ページ以降の資料につきましては、説明を省かせていただきたいと思います。

説明は以上であります。

○日向寺漁業・資源管理室長 漁業・資源管理室でございます。それでは、平成25年度うなぎ稚魚の採捕状況等について御説明をさせていただきます。

委員会資料の17ページをお開きください。

今年度のシラスウナギの採捕は、12月1日から3月15日までの105日間ということで行われております。

まずは、平成25年度の県内におけるうなぎ稚魚の採捕量でございます。

一番上の表をごらんください。今年度のうなぎ稚魚の採捕量は、2月27日時点でございますけれども、412キログラムとなっております。内訳としましては、内水面振興センターが163キログラム、一般許可者が249キロとなっております。まだ採捕は続いておりまして、最新の数字ですと、昨日3月5日の時点では、全体で451キログラムとなっております。量といたしましては、昨年、一昨年、それから平成22年度、これらいずれも当時は過去最低と言われた年でございますけれども、その年は超えているという状況となっております。

続きまして、うなぎ稚魚の価格でございます。

2番目の表をごらんください。本県におきましては、うなぎ稚魚の価格は入札で決定しているところでございますけれども、数回実施された入札におきまして、今年度のシラスウナギの価格は、最高価格が80万円、これは1キログラム当たりの価格でございます。最低価格は同じく40万円となっております、平均では57万2,000円となっております。

平成23年度と24年度は、これは極端な不漁で高値であったわけですがけれども、本年度は日本では余りとれてないんですけれども、国外での採捕状況が、豊漁というレベルではないんですけれども、比較的良好的なことから値段も下がってきている状況でございます、ここ数年での比較では高くもなければ安くもなくというところでございますが、しかしながら、過去の水準から見ていきますと、うなぎ稚魚の価格は年々上昇傾向にあるというところがございます。

続きまして、全国のうなぎ稚魚採捕状況でございます。

上から3番目の表をごらんください。こちらは1月末の時点で各県に聞き取りをした状況でございます。御参考までに、一番右側に昨年度の採捕量を載せてございますが、毎年採捕量が多いのが大体上から3つ目、4つ目、5つ目の千葉県、茨城県、鹿児島県というところなのですけれども、こちらのほうは昨年よりはよいペースでとれているようでございまして、それから、ことしは2月1日と3月1日に闇の大潮がございましたので、この後採捕量は伸びていると思われまして、値段につきましても、これは1月末の時点でございますけれども、40万円から70万円ということでございまして、本県と同じような水準となっております。

それから、最後に、本県の池入れ状況でございます。

これは一番下の表になりますけれども、今年度の本県における池入れ量、これは2月4日の時点ですけれども、2,356キログラムとなっております。先日、最新の数字が出てきたんですけれども、これは2月末時点の数字でございますが、2月末時点では2,910キログラムとなっております。昨年は不漁で2.5トンと例年に比べて少なかったんですけれども、今年度はそういった例年3トンから3.5トンぐらいの数字は確保できるものと考えております。

それから、これは業界紙の情報でございますけれども、今のところ日本全国の池入れ量が大体15トン程度と、まだシーズン途中でございまして、その程度が入っているということでございます。それから、東アジア全体、これは日本、中国、韓国、台湾を合わせると、大体50トン程度の池入れがされているということでございまして、過去4年の不漁の年が、大体池入れ量が20トンから40トンということでござい

すので、まだシーズン途中ですが、現状ですと、それを超えているぐらいの池入れがされているということでございます。

説明は以上でございます。

○神田漁村振興課長 同しく右のページの18ページ、レベル1津波に対する要対策箇所を選定についてということで御報告いたします。

県におきましては、津波対策を推進するために、海岸堤防等の高さの目安となります設計津波、いわゆるレベル1津波水位につきまして、昨年12月4日に設定したところでございます。

今回、この設定を踏まえまして、海岸線等を所管いたします公共3部連携によります検討を行いまして、レベル1津波の対策が必要となる箇所を選定いたしました。

1の津波対策が必要な箇所の選定方法についてでございますけども、まず、(1)の要対策箇所でございますが、レベル1津波を想定した浸水シミュレーションの結果から、家屋等の浸水が想定される場合には、堤防等のかさ上げや新設等の対策が必要となる箇所として選定いたしました。

次に、(2)の詳細点検箇所でございますが、これは原野等の浸水が想定される場合や設定した堤防高よりも既存の堤防や地盤が低い場所では、今後の土地利用や地盤高等を詳細に確認する必要がある箇所として選定したものでございます。

この詳細点検箇所につきましては、地域の御意見や費用対効果等を総合的に考慮し、必要に応じて要対策箇所に位置づけるものとしております。

続いて、2の選定結果であります。

中ほどの表をごらんください。本県の海岸線は、約400キロメートルございますが、要対策箇

所は、農地海岸1キロ、漁港海岸25キロ、港湾海岸28キロ、その他1キロの計55キロメートル、また河川につきましては、堤防延長で43キロ、そのほか保安林の2キロを含めまして、合計100キロメートルとなったところでございます。

このほか、詳細点検箇所につきましては、海岸で27キロ、保安林で1キロ、河川で13キロの合計41キロメートルでございます。

具体的な箇所につきまして、別冊でお配りしております宮崎県沿岸におけるレベル1津波要対策箇所図のほうをごらんください。こちらのほうで簡単に御説明させていただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

留意事項につきましては、今御説明申しました内容のほか、上から3つ目の白丸のところに、要対策箇所で行き組む主な対策を示してございますが、海岸、河川堤防等のかさ上げあるいは新たな設置、河口部の水門等の設置、地震等による液状化対策などが考えられます。

2ページから一番最後のページまでは、具体的な要対策箇所及び詳細点検箇所を地図上でマッピングしたものでございます。

地図は、レベル1津波シミュレーションによる浸水想定図となっております。浸水が想定され、今回選定いたしました要対策箇所などを破線の丸で示しており、矢印で引き出した枠に海岸等の名称を記載してございます。赤丸に要対策箇所、黄色丸に詳が詳細点検箇所となっております。また、色分けにつきましては、各海岸等の所管をあらわしてございます。詳しくは、凡例のほうをごらんいただければと思います。

2ページのここが県北の大分県境から順次後ろのほうに南のほうへ行きまして鹿児島県境ま

でという形になってございます。

時間の都合もございますので、一例を御説明申し上げますと、4ページをごらんください。

3の門川・日向市のところでございます。図の上のほう、門川地区でございますが、漁港海岸エリアの紫色の破線の丸で囲まれております。この地区は、レベル1津波におきましても浸水が想定されますことから、漁港、農地、河川とあわせて、複数の管理者が連携して対策に取り組む必要がある場所という形で示しているものでございます。ほかの地区につきましても、後ほどごらんいただければと存じます。

それでは、委員会資料のほうに戻っていただきたいと思えます。

最後に、下のほうの3の今後の取組についてでございます。海岸におきましては、今回設定しました要対策箇所を基本に、海岸法に基づきます海岸保全基本計画を来年度中に改定し、庁内の海岸関係課が連携をし、整備優先度の高い箇所から平成27年度の事業化に向けて取り組みますとともに、また、海岸事業と一体となって取り組む必要のございます保安林や河川におきましては、これも連携しまして円滑に事業化が図れるように努めてまいりたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、関係する地域の住民等の御意見を十分踏まえながら、今後の本県沿岸における津波対策の推進を図っていくこととしてございます。

説明は以上でございます。

○西元家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。常任委員会資料の19ページをお開きください。

豚流行性下痢、いわゆるPEDの発生状況等についてでございます。

まず、県内の発生状況についてであります。2月28日現在では、表の右端の合計にありますとおり、42農場で発生が確認されております。そのうち、串間市、えびの市、宮崎市での発生は、いずれも1～2農場での散発的な発生となっておりますが、都城市におきましては、38農場と特定の地域で集中的な発生が見られております。

なお、3月に入りまして、新たに都城市で1農場の発生が確認されておきまして、きのう3月5日現在で申し上げますと、合計で43農場となっているところでございます。

また、県外での発生状況につきましては、下の参考に記載しておりますとおり、2月28日現在では、鹿児島県での115例のほか5県で発生が確認されております。

なお、こちらも3月に入りまして新たに鹿児島県で1例、愛知県で2例、そして高知県でも1例の発生が確認をされております。

次に、2の沈静化状況についてであります。2月28日現在では、42農場のうち、発症や死亡豚が確認されなくなった、いわゆる沈静化が確認された農場は22農場となっております。

また、3の飼養頭数、発症頭数、死亡頭数につきましては、こちらも2月28日現在ですが、飼養頭数9万1,762頭のうち発症が1万2,377頭、うち子豚の死亡が8,332頭となっております。

最後に、4の県の対策についてであります。県では、養豚農家における消毒の徹底はもちろんであります。農場への出入りが想定されます関係者への注意喚起により、農場防疫の徹底と蔓延防止に向けた体制の強化を進めてまいりました。

また、都城市内の特定の地域で発生が顕著となって以降は、関係市町村や地域自衛防疫推進

協議会と連携し、発生地域内での蔓延防止及び地域外へのウイルス拡散防止のため、自主消毒ポイントの運営支援や発生地域の農場等に県の保有する消毒用動力噴霧機の設置を行いますとともに、県営の消毒ポイントを設置するなど、さらなる防疫体制の強化を図っているところでございます。

続きまして、委員会資料の20ページ、右のページをお開きください。

口蹄疫埋却地の再生整備状況についてでございます。

まず、1の全体計画についてであります。全埋却地の268カ所、97.5ヘクタールのうち、農地等として整備希望のありました222カ所、約80ヘクタールを今年度から平成27年度までの3年間で再生整備をすることとしております。表には地域別の整備計画箇所を載せておるところでございます。後ほどごらんいただきたいと思いません。

次に、2の本年度の整備状況についてですが、平成25年度におきましては、143カ所、約44ヘクタールの整備を進めておきまして、2月末時点での完了箇所は86カ所、約30ヘクタールとなっております。工事はおおむね順調に進んでいるところであります。

最後に、3の今後の計画についてであります。来年度以降2年間で残る約80カ所の整備を実施する計画ですが、土地所有者の意向を十分踏まえながら、可能な限り前倒しで実施をし、早期の再生整備を図ってまいりたいと考えております。

家畜防疫対策課からは以上でございます。

○工藤 営農支援課長 追加の資料で恐縮でございます。1枚用意をいたしております。2月13日から19日の積雪による農業関係被害等につい

てでございます。1枚の資料でございます。

1の被害状況、きのう現在でございますが、延岡市を中心にシキミの枝折れや、日之影町におきましてダリア等の破損など、花、花卉、野菜で被害面積79ヘクタール、被害額は3,480万円余となっております。

畜産関係では、地鶏の圧死等によりまして、被害額130万円余となっております。

また、施設関係につきましては、西臼杵3町を中心に、園芸用ハウス等の破損など、被害件数97件、被害額5,140万円余となっております。総被害額は8,760万円余となっております。

本県におきまして、このような被害につきましては予想しがたいものがあつたのではないかというふうに認識しておきまして、県におきましては被災農家への支援としまして、県単の災害資金を緊急に発動したところでございます。

2の主な支援対策でございますが、この冬の大雪によりまして、関東などを中心に甚大な被害が発生していることを受けまして、国において、被災農業者への追加支援対策を講じることとしておきまして、県としましても、それらの対策を効果的に活用してまいりたいと考えております。

(1)の災害関連資金の無利子化等でございますが、農林漁業セーフティネット資金等において、貸付利率を当初5年間無利子にするものでございます。

(2)の被災農業者向け経営体育成支援事業につきましては、農業用ハウス等の再建、修繕等に要する経費について支援を行うものでございます。

また、(3)の大豆・麦等生産体制緊急整備事業につきましては、ハウス等育苗用資材の購入費、また、種苗を融通するための運搬経費等に

ついて支援を行うものでございます。

県といたしましては、それぞれの農家の被害状況に応じまして、国の対策を含めまして総合的に支援のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山下委員長 それでは、その他報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。

質疑に入ります。

○横田委員 豚流行性下痢についてですけど、これは届け出伝染病ということになっておりますけど、農家に対する国とか県とか市町村の直接的な支援とか、そういうことはできるものなんでしょうか。

○西元家畜防疫対策課長 直接的な農家への支援というところではないんですが、今後6月あたりになりますと、現在死亡している子豚が、生きていれば実際に出荷がされる時期になります。そのときに収入がないということもございまして、制度資金を現在検討をしておるところではございます。

○工藤営農支援課長 資金の話がございましたが、みやざき農業振興資金という県単の資金がございまして、経済変動・伝染病等対策資金ということでございまして、こちらにつきまして、去る3月3日に伝染病等の指定をさせていただきました。これにつきましては、基準金利2.15%でございますけれども、市町村、県、金融機関の利子補給によりまして、末端金利0.55%ということでございます。

なお、系統関係につきましては、御協力をいただいで、末端金利ゼロ%ということで現在調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○横田委員 わかりました。

○前屋敷委員 関連してですが、今子豚の死亡が明らかになってますが、被害額というのは想定されないんですか。

○西元家畜防疫対策課長 被害額ということですね、捉え方がいろいろあるとは思いますが、ただ、現段階で推計をするといたしますと、今の死亡した子豚の直接的な損害というところで推計をいたしますと、8,332頭の死亡でございますので、約2,000万円の損失が見込まれるということになります。

○前屋敷委員 農家の数にすると何戸ぐらいになるんですか。農場数といいますか、実際、発生農場の中では、どの農場でも子豚の死亡が確認されてるわけですか。

○西元家畜防疫対策課長 少々お時間をいただいでよろしいですか。

○前屋敷委員 後で結構です。

○山下委員長 どうぞ続けてください。

○前屋敷委員 親豚については回復をすることによって、子豚が被害に遭うわけですけども、発生した全ての農場で、当然子豚はどの農場にも存在するので、全ての発生農場でこの死亡被害が出てるのかなと思ひまして。後で結構です。

○蓬原委員 10ページのこのFRCでしたかね、ここにも書いてありますけど、宮崎方式の優位性が揺らぎつつあり、中長期的には、技術の陳腐化が懸念だということで、件数についてはA県が431で本県を抜いております。ただ、残るところは非常に時間がまだスピーディーにできるということだろうということで、危機感を持ってやっておられるんで非常にいいと思うんですが、これは26年度の予算として、あさって以降の月曜日以降の審議になりますけど、予算が組んであるんですよ。

○鈴木農政企画課長 予算的にはもちろん活動

ということがございますので、このフードリサーチコンソーシアムという一つのまとまりではございませんけれども、先ほど申し上げた、例えば戦略的プロジェクト、雇用の関係の事業とかそういったものをさまざま活用しながら、このコンソーシアムの活動を支えていきたいというふうに思っております。

○蓬原委員 なるほど。わかりました。組織体としては非常に、宮崎県の外に飛び出して、外の大学とか企業とか大きな一流企業等やっておられるんで、いい成果が期待できるんじゃないかと思っております。我々もまだ確固として見えないものですから、大いに期待したいと思っておりますので、予算をけちらないようにして、未来への投資ですから頑張っていたきたいということをご希望しておきたいと思っております。

○緒嶋委員 今の中で、この産学官の協力というか、どれだけ人的なものを含めて支援があるのかどうか。これは職員体制というか、そういう人員を含めて、そういうものがなければ、宮崎県の食品だけでやるというでも、これはなかなかそれ以上の発展がないんじゃないかと思うんですが、これはすばらしい会社とのあれですが、そのあたりの協力体制というか、それは十分理解できるわけですか。

○鈴木農政企画課長 協力体制でございます。もちろんこのフードリサーチコンソーシアムをつくる過程においては、将来的に人を出すということについても、前向きに考えますというようなお話をいろんな機関からいただいております。

ただ、来年度スタートからということに関しましては、まずは宮崎県あるいは産業振興機構のほうに新たに、そのFRCの活動に従事される方を複数名雇って、そこでまず基盤をつくっ

ていきたいと思っております。その中でフードリサーチコンソーシアムがどういう活動をしていくのかという方向性が固まってくれば、具体的にどういう方、例えば島津製作所なのかデリカフーズさんなのか、どういうところからというお話も具体的な話をできるのではないかと思っておりますけれども、現時点において、来年度から何名とかそういったお話までは進んでいないという現状でございます。

○緒嶋委員 これは、一つの産学官の協力体制の一つのモデル的なものにもなるのかなというように、オランダなんかではこれが進んでおるといふふうにも言われると思うんですけども、そういう意味では、やはりこの参加機関の協力をいかに得るかということが、これが成功するかどうかの大きなポイントになると思いますので、そのあたりの人間的なつながりを含めてやっぱり強力に進めていかなければ——横文字が好きなので、皆さん横文字で書かれますけども、何をするとかちょっとですね、FRCといっても何か、TPPは大分覚えたけど、FRCはなかなか覚えられんじゃないかと思ってるんですが、このあたりはどうですか。

○山下委員長 もう関連して、これはフードリサーチコンソーシアムという、続けてもいいの。何か点をつけておかないといけないんじゃない。初めて見る人でわかるんですかね。そのことも込めて、農政企画課長。

○鈴木農政企画課長 名称につきましては、いろいろな御意見をいただいておりますので、TPPと違いまして、本当に県民あるいは農家のためになる組織として育てていきたいと思っておりますので、呼び方等についても今後またいろいろと検討させていただければと思っております。

○緒嶋委員 我々日本人であるという前提で、

名前はつけたほうがいいじゃないかと思imasuので、十分検討していただきたいというふうに思います。

いいですか、まだ次。

私は、うなぎは素人ですが、このうなぎがこれだけとれる年ととれない年が出るわけですね。これはどういうふうに我々に説明していただけるか、ちょっとこのあたりの、ことしはとれて、去年まではとれません。こういう理由でとれません、とれますとかいう何かの原因があって結果が出るわけですが、どういうふうに我々は理解すればいいですかね。

○日向寺漁業・資源管理室長 このうなぎに関しましては、まだ生態などもよくわかっていないという部分が多々ございまして、そのようなことから資源がシラスウナギがふえたり減ったりという原因というのは、まだよくわかっていないところがございましてけれども、大体言われてますのが、今現在資源が減っていると言われてますけれども、これは親うなぎが減っているですとか、あと海流の関係ですとか、あと河川環境がよくないと、そういったところが言われているところでございまして、ただ正直申し上げますと、どういう理由で増減しているかというのは、まだよくわかっていないところがございまして。

ただ、今回ふえているのは、恐らく卵が産まれたときと、それから卵がかえったとき、そういう時期的な問題で周囲の環境がよかったのではないかなというふうには考えられております。

魚の場合、うなぎに限らず、そういったものが多々ございまして、ある特定の世代だけ急に資源がぼんとふえたりするような状況がございまして、専門用語では卓越年級群と申しておりますけれども、そういった状況はよく見られる

ものでございます。

○緒嶋委員 結果はうなぎに聞かにはわからんということですね。いいですか。

ハウス関係、この積雪による被害ですけども、特に私の地元、高千穂あたりも40センチぐらい降雪があったわけですよ。それも一晩のうちにもうこういうことで、ある意味では、これは農家の皆さん方も油断をしたというか、まさかそれだけ何十年に一回ぐらいの降雪であったので、夜ちょっとハウスに行って雪を下からハウスを動かして1回でも雪を落とせば、こういうことにはならなかったと思うんですけど、そういう意味では、そういう設置しておるハウスの農家の皆さん方も油断があったということは言えると思うんですけども、やっぱ結果としてこれだけ被害が出ておれば、国のほうも山梨とか埼玉なんか甚大な被害が出ておるということで、ハウス撤去負担ゼロとか農業新聞にも出ておりますが、これについては、県や市町村が支援すれば、国もかさ上げ、補助しますということありますので、基本的にも県は、わずかな農家の戸数からいけば少ない農家の数だと思うんですけども、これは一つの災害と見てやっぱり支援していくべきだと思うんですけども、基本的にそのあたりの考えはどうしておられるですか。

○工藤営農支援課長 今、緒嶋委員からお話のありました西臼杵3町の園芸ハウス、これは単棟ハウスが多いんですけども、きのうまでの聞き取りによりますと、58件程度の件数になっておるということで、予想しない雪で非常に経営基盤そのものを損失したというようなことで、早急の経営再開の支援が必要だというふうにごえております。

現在、国のほうのいろんな事業の仕組みなり、

QアンドAなり情報をいただいている状況なんですけれども、実はあす、関係市町村と西臼杵支庁、農林振興局、普及センター、担当者が緊急に集まりまして、今後の支援対策を検討することにしております。現場のほうをいろいろ聞きますと、ハウスの破損状況も非常に、全体倒壊したところもありますれば一部が破損というようなことで、いろいろ程度の差がございます。また、中の品目も花あり野菜ありということで、それぞれの農家の経営形態によりまして程度の差がございますので、それぞれに応じたしっかりした支援をしていく必要があると思っております。当然、今委員がおっしゃいましたこの国の事業の活用についても、市町村と十分協議をしながら、しっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 特にこのパイプハウスは、もう変形したのはなかなかこれをもとに戻すことはできませんし、それを撤去するにも、やっぱり一応切って、そして除去しなければ、あの長さそのままではもう置き場もないというような状態で、割と手間が要るとですね。それと、復旧するのにこれだけ全国的にやられると、あとは、また資材がなかなか手に入らんのではないかなというような気もしますので、そういう点も含めて、いろいろとやはりどういうことが考えられるかということも含めて、また復旧して、こういうハウスをつくって、また農業を続けていただかなければならないわけですので、今後のことの取り組みについても十分検討していただきたいということを要望しておきます。

○西元家畜防疫対策課長 先ほどの死亡子豚が確認された農場戸数ですが、31農場でございます。

○前屋敷委員 31農場で8,332頭の死亡というこ

とですが、今、積雪被害の話もあったんですけど、やはりこのPEDですか、これもやはり災害といえば災害だというふうな範疇に入ると思うんですよ。そういった意味では、直接支援もあるというようなちょっとニュアンスの話だったんですが、制度資金の活用というのはもう十分行われるということのようですが、直接支援という点での検討はなされてはいないんですか。まだまだ沈静化してるという状況じゃないので、まだ拡大する可能性も秘めてるという点では、一定のものがないと農家の皆さん方は大変じゃないかなというふうにも思うんですけど、その辺の支援のあり方といいますか。

○西元家畜防疫対策課長 農家に対する直接的な支援という、例えば死亡子豚で損害が出た農家に対する支援というのは、現在のところは考えてはいないところです。このPEDというのは、今後恐らく、今の状況からしてもおさまってくるんだろうとは思ってるんですが、ことしの冬、来シーズンということになりますが、また再発をするというようなことも懸念はしております。そのときのための今後の対策ということは今後検討していかなければいけないとは思っております。

その対策の具体的なものとしては、一つは、ワクチン接種ということになりますが、ワクチン接種推進は県としてもしていかなければいけない。その推進が、なかなかワクチン接種率が向上しないということであれば、そのときはワクチン代の補助ということも、今後市町村自防とも協議しながら検討はしていく必要はあるんだろうということは考えております。

○前屋敷委員 今消毒したり、いろいろワクチンの問題もあって、もうこれ以上広げないという対策は、当然とる必要はあると思うんですが、

実際、今被害が出てる中では、農家からのそういう要望というのは上がってないですか。

○西元家畜防疫対策課長 一部の農家からはそういうお話は何っておるところです。

○前屋敷委員 融資制度の活用はもう当然のことだと思うんですけど、やはり一定直接支援の方向も検討することが必要じゃないかなというふうには思いますので、ぜひ検討課題にのせていただきたいなというふうに思いますので、これは要望で受けとめていただきたいと思います。

○山下委員長 関連、いいですか。

このPEDの感染経路というのはどこが一番疑われますか。

○西元家畜防疫対策課長 国のほうでもウイルスの遺伝的な検索というのはしております。今のところわかっておるのは、日本に入ってきたウイルスというのは、昨年4月からアメリカで発生していたウイルスに遺伝的には近いということまではわかっております。そして、日本で今各県で発生しておりますが、その各県で発生してるウイルスも遺伝的には近いということまではわかっております。恐らく何らかの形で、アメリカあたりから入ってきたのだろうというのは推測はされるんですが、例えば、宮崎県とか鹿児島県とかほとんど同時に発生しておりますが、そこがどこからの経路でウイルスが来たかというのはなかなか突きとめることはできません。

宮崎県の場合を考えた場合に、宮崎県で何カ所かで何地域かで初発が見られておりますが、その初発というのは恐らく屠畜場あたりから帰ってきたトラックによる感染ではないかというところは今のところ推測をしておるところです。

○山下委員長 もう一回。都城も私の近隣近く

がかなり感染が広がったもんですから、私もその状況を見るときに、どうしても屠場での広がりもあるんでしょうけど、カラスですよ、鳥、そういうものがやっぱ伝搬していくような可能性とか、非常に私も、半径200~300メートルで次から次に出てくるもんですから、だからその付近が非常にカラスが多いもんですから、だから、農場あたりをカラスに限らず猫とか、例えばまたタヌキでもおれば、そういう外的なそういうものが感染させていくような可能性もなきにしもあらずだかなと思うんですが、その疑いというのはないですか。

○西元家畜防疫対策課長 各地域の初発というのは、先ほど申し上げました屠畜場が疑わしいというのは推測できてるんですが、その地域から、例えば都城あたりで3地域ほどで確認をされております。その地域地域では横への広がりというのがあります。その原因というのは、委員長が今おっしゃいましたように野生動物というのも十分考えられるところではございます。ただ、それだけではなかなか説明がつかないところがございまして、近隣へのウイルスの持ち込みというのは、やはりカラス、タヌキ等の野生動物だけではなくて、人なり車というの也十分考えてはおります。

○山下委員長 であれば、私、また4年前、口蹄疫があれだけ広がって鳥インフルも出た。であれば、やっぱし防疫については、もう日本一防疫の宮崎県とか何とか都城でも言ってるわけですから、何でそこ辺が初動ひっくるめて、これだけ安全策というのがとれなかったのか、そういう声も聞くもんですから、そのこともちょうと何でかなということをお聞きしたいんですけど。

○西元家畜防疫対策課長 我々は、平成23年度

口蹄疫が終わって明るくなる年から、全畜産農家の巡回指導を行ってまいりました。各農家の飼養衛生基準の遵守状況というのも確認をしてきております。今のところ非常に遵守状況というのは、ほかの県に比べて高いレベルではあります。ただ、このウイルスを防ぎ切れなかったというのは、各農家の防疫の壁と申しますか、壁は皆さん持っていらっしゃるんですね。ただ、その防疫の壁の高さに差があったということは、今回のPEDの発生でウイルスの侵入を防止できるまでの壁の高さではなかったということを考えますと、今後さらにその壁を高くしていくような我々の指導というのも必要なんだろうと考えます。

○山下委員長 わかりました。

○高橋委員 先ほど積雪の被害の関係で、農業共済組合、ここの補償対象にはならなかったんですね。

○工藤営農支援課長 ちょっと今数字を確認しますが、共済関係につきましては、単棟ハウスで加入されてる方については、3割程度は対象になるというふうに伺っております。

実は、ハウスの場合、夏場の台風を想定しまして、その期間に共済加入をされてるということがほとんどなものですから、今回、雪のこの時期にハウスのその共済の時期を入れてない方がいらっしゃるということで、幸いにも3割ぐらいの方は、そういう共済対応ということは今聞いておりますけど、今回ちょっとそういうふうな状況でございまして。

以上でございます。

○高橋委員 補償の施設が一つあります。作物にもあります、そして家畜にもあるじゃないですか。ここもやっぱり入ってなかったということですか。

○工藤営農支援課長 済みません、ちょっと確認をさせていただきます。

○山下委員長 それでは、4時までということなのですが、ちょっと時間が経過してますけど、よろしいでしょうか。

○緒嶋委員 いいですか。指名競争入札制度のあれですけど、これは当然継続して試行ということでありまして、ひとつやっていただきたいと思います。ただ、やはり、それぞれ地域に土木事務所があれば振興局もあるわけですね。その入札の時期が同じになれば、もう指名される人が、もう同じ人が10業者指名されるという確率が高いと、同じ人に落札されるというチャンスがふえる場合もあるわけですね。こういうのが事実あったと思うんですが、そういうことははっきりしておるわけですか。

○宮下農村計画課長 公共3部全体では同じ地域で同じ業者さんがとられたということが7件あったという報告がありますが、農政水産部においては、今回は試行期間中にはございませんでした。

○緒嶋委員 そういうことは、その可能性は出るわけですね。やはりそれぞれ土木と振興局の連携というか、やはり入札の日にちの設定の仕方、そういう点も含めてやるのがやっぱり必要じゃないかなと思うし、ちょっと我々も事前に説明を受けたんですけども、やっぱり農政は農政のスタイルというか、内容をちょっと変更してやらんと、不調・不落が今度の中でも農政が一番多かったわけですね。そういうことを考えたら、やはりいろいろと課題もあるんじゃないかなと思いますが、その課題あたりはどういうふうに理解されておるわけですか。

○宮下農村計画課長 やはり、きょう御報告しました試行に対する検証の我々の受けとめ方と

というのが、今委員の申された指名等にも偏りがあるというところにやはり集約されてきてると思います。そのこともあって、今言われたような指名等が重ならないような、そしてこの資料の中では多様な受注者というふうにしておりますが、幅広い受注機会が得られるような試行を26年度にしたいということでありまして、そのために評価シート、例えば農業土木は農業土木の経験の高い部分を評価したりとか、またグループ分け等をしながら、そういった偏りが無いような方法を26年度中に見つけていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 ぜひそういうことを進めていただいて、やはり、ある程度、半年たったらまた1回、その時点で、もうこれでいいのかと、1年通して見るということも必要やけども、1年は過ぎとるわけじゃから、ある意味じゃ、前半、後半ぐらいに分けて、前半やった段階で問題があれば、そのとき改めて入札の修正するというか、そういうような臨機応変というか、そういうことを含めてやることによって、本当になるほどというような、みんなが納得するようなのが出てくるんじゃないかなと思うから、そういうことも含めて考えるべきじゃないかと思うんですけど、どうですか。1年を通してということじゃなくて。

○宮下農村計画課長 まさに緒嶋委員が言われたとおりでございまして、今回の選定調書のあり方とか分割の方法につきましては、試行の中でやり方をトライしながら、よりよい方法を見つけていくという方法をとりたいと思っておりますので、1年後にまた分析をしてということではなくて、その都度よい方法を見つけていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 お願いします。

○工藤営農支援課長 先ほど高橋委員の共済の関係でございすけれども、今回、施設園芸共済に加入してる方といますか、棟数なんですけど、23棟が共済対応ということで、この23棟の被害額が243万円程度でございす。そのうち支払い見込み額の共済金が194万円ということでございす。

なお、ハウスの中の作物につきましては、今回共済の加入対象になっていないという状況でございす。

以上でございす。「地鶏は」と呼ぶ者あり

地鶏のほうも残念ながら、そういうふうなことでは聞いておりません。

○山下委員長 よろしいでしょうか。何かありませんか。なければ、そのほか何かございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもちまして農政水産部の審査を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさんでした。

暫時休憩いたします。

午後4時2分休憩

午後4時4分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、あした採決を行うこととし、再開時刻を何時にいたしまししょうか。13時30分でよろしいですか。再開の時刻をあすの13時30分としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、次に、委員長報告骨子(案)についてであります。本来であれば、採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程に余裕がございませんので、この場で協議をさせていただきたいと存じます。委員長報告の項目として、特に御要望等ありませんか。

暫時休憩いたします。

午後4時5分休憩

午後4時10分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ありませんね。

以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時10分散会

平成26年3月7日(金曜日)

午後1時29分再開

出席委員(8人)

委員	長	山下	博三
副委員	長	有岡	浩一
委員		緒嶋	雅晃
委員		蓬原	正三
委員		横田	照夫
委員		岩下	斌彦
委員		高橋	透
委員		前屋敷	恵美

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	佐藤	亮子
議事課	主任主事	川崎	一臣

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 一括でよろしいですか。(発言する者あり) よろしく申し上げます。

それでは、一括して採決をいたします。

議案第60号、第63号、第64号、第66号、第67号、第73号、第75号及び第77号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、御異議なしと認めます。よって、各号議案については、原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ないですね。

それでは、以上で委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後1時30分閉会